

平成 2 9 年

# 第 4 回 忠 岡 町 議 会 定 例 会 会 議 録

開 会 平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日

閉 会 平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日

忠 岡 町 議 会

## 平成29年 第4回忠岡町議会定例会会議録

平成29年12月14日午前10時、第4回忠岡町議会定例会を忠岡町議会議事堂に召集した。

1. 出席議員は、次のとおりであります。

1番 杉原 健士議員	2番 前田 弘議員	3番 北村 孝議員
4番 前田 長市議員	5番 是枝 綾子議員	6番 河野 隆子議員
7番 三宅 良矢議員	8番 藤田 茂議員	9番 和田 善臣議員
10番 松井 秀次議員	11番 高迫千代司議員	12番 森 政雄議員

1. 欠席議員は、次のとおりであります。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者は、次のとおりであります。

町 長	和田 吉衛	教 育 長	富本 正昭
町長公室長	原田 毅	町長公室次長	明松 隆雄
住民部長	軒野 成司	住民部次長	山田 昌之
健康福祉部長	東 祥子	産業まちづくり部長	藤田 裕
教育部長	柏原 憲一	教育部理事	土居 正幸
消 防 長	森野 博志	消防次長	山田 忠志

(各課課長同席)

1. 本議会の職員は、次のとおりであります。

事務局長	阿 児 英夫
係 長	長谷川太志

(会議の顛末)

議長 (和田 善臣議員)

おはようございます。

本日の出席議員は、議員定数12名中、全員出席でありますので、会議は成立しております。

それでは、ただいまから平成29年第4回忠岡町議会定例会を開会いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより会議を開きます。

(「午前10時00分」開会)

議長 (和田 善臣議員)

本日の議事日程を事務局長より報告させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

平成29年第4回忠岡町議会定例会議事日程について、ご報告申し上げます。

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第2  |        | 会期の決定   |
| 日程第3  |        | 諸般の報告   |
| 日程第4  |        | 一般質問  |
| 日程第5  | 認定第 1号 | 平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について              |
|       | 認定第 2号 | 平成28年度忠岡町水道事業会計決算認定について<br>(一括決算審査特別委員会委員長報告) |
| 日程第6  | 議案第40号 | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)) |
| 日程第7  | 議案第41号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                      |
| 日程第8  | 議案第42号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                      |
| 日程第9  | 議案第43号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                      |
| 日程第10 | 議案第44号 | 忠岡町公平委員会委員の選任について                             |
| 日程第11 | 議案第45号 | 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会設置条例の制定について                 |

- 日程第12 議案第46号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第47号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第48号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について
- 日程第15 議案第49号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第51号 忠岡町職員退職手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第52号 町税条例及び災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第53号 手数料条例の一部改正について
- 日程第20 議案第54号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第55号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第22 議案第56号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第23 議案第57号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24 議案第58号 平成29年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第25 議案第59号 平成29年度忠岡町水道事業会計補正予算（第1号）について

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

第4回忠岡町議会定例会の招集に当たり、町長より挨拶の申し出があります。

発言を許します。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

連日の活動、ご苦勞さまでございます。ご案内のように、第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとお忙しい中ご参集くださいます。ありがとうございます。きょうの審議もよろしくお願ひしたいと思います。

ところで、今、私たち職員は一丸となって忠岡町の未来をつくる力をつけようと取り組んでいるところでございます。つまり、忠岡町の将来をどう構築していくかという構想力を持ち、将来像を描き、実現するんだという意気込みであります。今議会でも議題に、あるいは話題になると思いますが、よろしくご指導、ご審議を賜りたくお願いして、挨拶にかえさせていただきたいと思っております。

よろしくご指導、ご審議賜りたいと思っております。

議長（和田 善臣議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によりまして、4番・前田長市議員、6番・河野隆子議員を指名いたします。

議長（和田 善臣議員）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期、定例会の会期は本日より12月25日までの12日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議なしと認めます。

よって、会期は、12月25日までの12日間と決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

日程第3 諸般の報告を行います。

松井秀次監査委員より例月出納検査の結果報告の申し出がありますので、発言を許します。

監査委員（松井 秀次議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

松井議員。

監査委員（松井 秀次議員）

例月出納検査について報告いたします。

報告申し上げますのは、平成29年8月24日、9月27日及び10月26日に行いました内容で、帳簿等は、同年7月31日、8月31日及び9月30日現在であります。

検査については、前田成弘監査委員と従事し、一般会計、各特別会計、水道企業会計か

ら提出された現金出納簿、公金収納状況、金融機関預金等については、その時点での確に執行されていることを確認し、また、関係諸帳簿、証拠書類も適正に記帳等されていることを確認いたしました。

なお、検査時における各会計別等現金高数値については、お手元に配布いたしました数値表のとおりでございます。

以上、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告いたします。

監査委員 松井 秀次

議長（和田 善臣議員）

これで諸般の報告を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第4 一般質問を行います。

通告の順序に従って、発言を許します。

なお、質問時間は30分となっておりますので、ご協力お願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

まず初めに、三宅良矢議員の質問を許します。

7番（三宅 良矢議員）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

お手元の資料に基づきまして、一般質問させていただきます。

まずは、大津川河川の増水時の対策についてでございます。

10月に数年ぶりに、100年に一度か200年に一度と言われる大雨に見舞われました。もはや100年に一度と言われるような表現がおおよその定義として当てはまらないのは明らかになっています。その中でも、我々忠岡町内の住民の生活に大きく影響することがなかったのは、不幸中の幸いであると思っております。しかし、降り続く雨量、時間等の長さなどの条件が少し違えば、大被害を呈していた可能性も拭えません。

当日は、衆議院選挙投開票などが重なりまして、個人的にはそういったことに関しては、住民の避難指示最中でありましたので持ち越していただき、避難指示が解除されるまでは全町職員が住民対応をするなど決断をしてほしかったことは、私個人としてはありますが、これらの一連の状況等も踏まえまして、今後の課題として浮かび上がってきていると思います。

さて、これらのことも踏まえまして、今後の課題という認識を持っていただきまして、

以下の質問に答えていただきたいと思います。

1点目が、現状の避難勧告や指示などの発令基準について、どのようなものか。

2点目が、今回の事例をもとに、発令基準などをしっかりと明確、そして周知されよ。

3点目、大津川を挟む泉大津市と避難勧告や指示などの呼びかけに足並みをきっちりそろえられる取り組みをしていただきたい。

4点目、増水による河川堤防の越流危険箇所及びその可能性についてお答えください。

5点目、ライブカメラであります。河川状況の中継するライブカメラにアクセスが集中し、全く映し出せない、アクセスできないという状況が続いておりました。遠方に住む子どもが自分の親とかを心配に思いまして見ているが、わからない。だから電話しました。河川沿いに住む親を案じてずっとそれを見ているんですが、わからないから電話して、親が河川の状況を見に来るなどのケースもありました。いつ何どきとして河川氾濫に巻き込まれる危険性がないとは断言できません。そういった視聴アクセスが集中してもいいように、性能を上げる働き、それを大阪府等にしていただきたいと思います。また、楯並橋より下流の状況がよりわかりやすい、クリアにできるカメラに変更していただきたいと思いますということも、あわせて大阪府に働きかけをさせていただきたいということでございます。

6点目です。高板橋の水位計がずっと同じ表示ばかりされておりました。それについては早期に修理されるよう働きかけをしていただきたいと思いますという、この6点についてご回答ください。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

まず1点目でございますけれども、本町では避難勧告、あるいは避難指示などの発令の判断基準につきまして、河川ごとの水位や、気象庁及びおおさか防災ネットなどから入手した今後の気象予測、さらには災害対策従事者等の巡視による報告、これらを総合的に判断することを、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに規定をしているところでございます。

2点目でございますけれども、避難勧告や避難指示などの発令の基準につきましては、避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおきまして、河川の氾濫災害に備えた基準水位を明確に規定しておりまして、その水位につきましては、近隣市あるいは河川管理者と協議を行って、適宜、適切なものとなるように見直しを行うということにしております。

3点目でございますけれども、本町と泉大津市とは大津川を挟んだところに位置しているわけございまして、住宅環境にもあまり相違がないということから、避難勧告、避難指示などの発令については足並みをそろえる必要があるというように認識をしてい

ろでございます。そのため、最近は警報発令時におきまして、泉大津市に加えて上流の和泉市、あるいは岸和田市とも情報交換を行うようにしており、発令の種類や、あるいは時間差というものが生じないように努めているというところでございます。

4点目でございますけれども、平成24年の12月に大阪府が洪水リスク表示図というものを作成いたしておりますが、大津川におきましては、1時間当たりの降水量が104ミリ、24時間雨量では413ミリという200年に一度の降雨があった場合に、大津川左岸線の南海本線踏切の下流約50メートル付近と、楯並橋の上流約30メートル付近が破堤地点と想定されているところでございます。このように破堤の可能性といたしましては、近年の降雨量から見ると低いものとなっておりますけれども、頻発する異常気象等を考えますと、少し確率が上昇しているのではないかなというように考えております。

5点目でございますけれども、大阪府が設置しております河川カメラにつきまして、本町では楯並橋と高板橋に設置されており、あわせて水位も観測されていることから、今回の台風では多くのアクセスがあったと大阪府から報告がございまして、その中でも楯並橋のカメラ映像については府下ナンバーワンの閲覧数であったというようにお聞きしております。大津川の状況を見に来る者が多かったということでございますけれども、増水時には決して河川に近づくことのないように啓発をするとともに、一時的に発生する大量のアクセス数にも耐えられる回線、あるいはカメラ映像の向上、それとおっしゃられたように、楯並橋下流の映像なども監視できるようにカメラの増設につきましても、大阪府に対して要望をしまいたいと考えております。

最後、6点目でございますけれども、高板橋の水位計につきましては、現在は復旧しておりますけれども、近年類を見ない今回の台風のような災害時に、データ収集、あるいは映像表示ができないという、このような事態が発生しないように大阪府に対して強く要望をしまいたいと考えております。

以上でございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

回答ありがとうございます。先ほどの1点目と3点目のマニュアルについてなんですが、これって一般的に私たちも見られるように公開されているものなんでしょうか。どうなのか、まずお答えいただけますか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）



原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

私どもの策定しております避難勧告等の判断・伝達マニュアルにつきましては、一定今のところは公開をしていないというところでございます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

それは、理由としてはなぜなのでしょう。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

理由でございますけれども、特段大きな理由はないかなと思います。と申しますのも、判断の水位というものは、橋脚等にも表示されているわけございまして、その点がありますので、公開してもさほど影響はないのかなと思いますが、ただ近隣、和泉市、泉大津市につきましては、公開をされていないというところがございますので、そのあたりにつきましては歩調を合わせていきたいというように考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ちなみに、そのマニュアルとか判断基準になるものというのは、忠岡町とか泉大津市、この近隣市というのはほぼ共通化されて、ベース的には同じものなのでしょう。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

これにつきましては、和泉市あるいは泉大津市と同じ基準ということで策定をさせていただいております。

7 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。先ほど、橋のところに、どれぐらいまで危険水位か書いているということやったんですけど、例えばその危険水位に達してから、要は河川からあふれ出るという状況が起こるまで、例えばどれぐらいの余裕というか、どれぐらいのものであれば、どれぐらいの余裕があるとか、その辺の一定の根拠というのはありますか、数字なりの。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今おっしゃられたように、判断水位に達してから越流までの時間ということでございますけれども、これにつきましては河川流域全体の降水量と、あるいは楯並橋の場合は河口に近いということもございまして、潮位も関係してまいります。そういうことで、一概には申し上げることはできないわけでございますけれども、今般の台風 21 号の場合は、降水量が 20 ミリ以下ということでございまして、今般、最高の水位が 2.39 メートルというところまで上昇しておりますけれども、この地点まで、1 メートル上昇するまでに約 12 時間程度かかっているところでございます。このようなことから考えますと、判断水位に達してから避難できるまで正確な時間はわかりませんが、避難できる時間に余裕があるというように考えております。

7 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

4 点目の質問にありました危険箇所と越流についてなんですけど、大阪府が 1 時間当たりの降水量 104 ミリ、24 時間雨量で 413 ミリで危険があるということでご回答いただいたんですが、例えばそれが 30 ミリ程度、20 ミリから 40 ミリ程度のこの間で、例えば九州の豪雨でしたら 10 時間以上、2 日間近くわたって、その規模で降り続いたと聞いてます。例えば、24 時間でそれを超える場合は、間違いなく越流の可能性が高いと考えられますでしょうか。

なぜかという、九州の大水害で積乱雲にまた積乱雲が後ろからぶつかってきて、また積乱雲のスーパー積乱雲みたいなのができたというふうに聞いてるんです。平野が狭くて、山地があるような日本の地形だと、どこでも大体それはできるという、条件としては整っているということなんで、あとは気圧とか、そういった関係で多少前後はするということらしいんですけど、今回の水量でいえば、忠岡も最大が1時間当たり17.5ミリが最高で、山間部でも20ミリ程度やということで、今回のこの水害のレベルやと思うんですけど、想定外ということが当てはまらへんと思うんですけど、何を言いたいかというと、できるだけ早期に呼びかけてほしいんです。

今回、夜の8時に忠岡のところで1時間当たり17.5ミリ、和歌山の山間部、岸和田の山間部で約20ミリら辺が、大体マックスの勢いやったと思うんですが、この時間に、じゃあ例えば、一気にスーパーセル、積乱雲のすごいでかいやつですね、いきなり出て、例えば1時間当たり40ミリ、50ミリが2時間ぐらい降り続いたら、かなり危険ですよ。その時間から、例えばさあ逃げてくださいというような避難指示を出して、じゃあ果たして逃げられるのかと。九州のときも、向こうの大水害の一番ひどい被害に遭った隣の市の議員さんに、ちょっと懇意があったのでいろいろ聞いたんですけど、夜中に電灯が消えるんです。もう強過ぎて、街灯とかの防犯灯ですね、あんなんが全く消えてしまうんですって。接触か何かわからないですけど。真っ暗な中を、じゃあ逃げろと言われても、逃げられへんということを考えれば、避難指示に関しては、ある程度これからきつくなるということがわかって、しかも僕も見てましたけど、もう1時ごろには河川の中敷きから水があふれてたのは多分ご存じやと思うんです。その条件が整っているという前提やったら、できたら日の明るい時間に、死んだ方とか以外でけがされた方の8割は、夜中に避難とか動いていて、見えへんかって、こけた、ぶつかってきた、そんなんでけがしたと言っています。

そういった意味で、住民の安全を守るためであれば、ものすごく非難は受けるかもしれませんが、できるだけ明るいこのような状態のときに、まだ日の光が差しているときに、避難指示を投げかけていただきたいと思うんですけど、それについてどのようにお考えいただけますでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

先ほど申し上げましたとおり、河川流域全体の降水量でありますとか、あるいは潮位というものが影響してまいりますので、越流の可能性がないということは言えないと考えております。それと、先ほどおっしゃっていただきました線状降水帯と申しますけれども、

規模といたしましては非常に大きく、幅が20キロから50キロ、長さが50キロから300キロと言われておりますので、これが長期間停滞するというので、この部分につきましては、山間部あるいは平野の位置関係等もありましょうが、この泉州地域にも発生する可能性は十分にあるというように考えております。

それと、事前に早くの避難ということをございますけれども、私ども、日中あるいは風、雨の弱いとき、できる限り住民皆様の安全を確保できるように早い段階で発令をすることに心がけたいと考えております。今般のような台風の雨だけでなく、秋雨前線による長期間の降雨というものがございまして、こういったことも今回は河川の水位を上昇させたということに大きく影響しておりますけれども、今後もさまざまな情報を取り寄せまして、適切に判断をしてまいりたいというように考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

少なくとも今回のような、事前に雨がちょっと続いて、山林の保水量も、そんなにからっからに乾いたところからのスタートじゃなく、長時間停滞するというのは、今もうアメダスとか、ああいう天気予報のものすごく精度が上がってますよね。その予報なんてある程度はできると思うので、まあ僕の要旨はそこです。できるだけ日の明るいときに、例えば夜の12時、1時、明けた1時ですね、とかに一番ひどいところが来ると予報されたら、12時間前とかでも、10時間前でも、早期に明るいうちにそういうような指示を出してほしいという、その1点なんです。明るいうちに避難、安全にけがなくというのが僕が考える理想なので、それはマニュアル等に反映して、そのような今後の体制をとっていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

本件につきまして、先ほど申し上げましたけれども、できる限り住民皆様の安全を図るということで、早期に対応をしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いたします。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。では、次の質問に移らせていただきます。

国の幼児教育無償化施策を受けての忠岡町のあり方について、ご質問させてもらいます。

幼児教育の無償化が再来年の平成31年に一部前倒しということで、国の施策として予定がされていますことは、ここにいはる方はまず皆さんご存じやと思います。制度の是非等は、これはまた別のところに置いとかせていただきまして、その影響を受けたとすると、年度当初のみならず年度途中の申し込みについても今以上に増加することは予見されます。特に無償化対象となる3歳から5歳児の年度途中の申し込み、これが今まで以上に増加して、年度途中じゃなく年度当初も含めてです、申し込みがより困難となることも予見されます。

この状況を踏まえまして、忠岡として以下の点において回答されたいと思います。

1点目が、忠岡町保育及び幼児教育ニーズへ与える影響について、どのようにお考えか。

2点目、今後は定員拡大が柔軟にできる視点を、東保育所、東幼稚園が将来改築される際には、設計計画等に取り入れられたいと。忠岡保育所の認定こども園化の際にも、同じ視点を取り入れていただけないかということです。

3点目です。これは無償化を先行されている自治体どこにも当てはまるということなのですが、無料だから保育を利用しなければ損だというモラルハザードが起きています。無償化の自治体の実情として浮かび上がってきていますので、それについてどのようにお考えでしょうか。

4点目、年度途中で必要性が高い家庭の利用が制限される可能性があります。このことについてどのようにお考えか。例えば、保育所の入所判断点数というのがありますね。忠岡やったら両親共働き200点満点と言ってますが、一定以上の必要性が高い世帯ですね。180、190、200点満点で3歳から5歳やったら、通年で優先した枠を残しておくなど抜本的な入所基準の変更が必要になってくると思いますけど、いかがお考えでしょうか。

5点目、待機児童解消策の一環で、先行で一部行っている自治体もありますけど、保育所で働く保育士については、職場復帰を条件に優先的に保育所へ預けることのできる制度がある自治体があります。復帰支援を早期に進めることで待機児童の解消に地域として取り組めるとは思いますが、このことについてもお答えいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現在、国において検討されております幼児教育無償化につきましては、消費税増税に係る収入の増加分を財源として、平成31年度から一部、平成32年度以降、全面的に実施する方向で検討されていると。議員仰せのとおり、3歳から5歳児までの全ての子どもたちと、0歳児から2歳児までについての所得の低い世帯が対象となる予定であるというふうなことについて、我々も報道等で聞いておるところでございます。

1点目の質問の答えでございますが、本町における影響であります。平成29年度4月当初における町内の3歳児から5歳児の人口は394人で、このうち町内の保育所、幼稚園に入園中の児童数は341人です。また、町外の私立幼稚園や施設に通園している児童数が45人おりますので、386人がいずれかの教育・保育施設を利用しており、残りの8人については、教育・保育施設を利用していないというふうに思われます。

このことから、無償化に伴い、3歳から5歳児全体で増加すると予見される人数は8人程度となり、現在の公立施設において受け入れは十分可能というふうに考えられますので、現時点の影響については特にないというふうに考えております。しかしながら、0歳児から2歳児までについては、無償化に伴う利用増ということも考えられることから、制度設計等、その動向については今後注視してまいりたいと考えております。

2点目につきましても、1点目と同じく現状の定員数を考えれば、受け入れは可能であると考えております。

3点目につきましては、全年齢において無償化することにより、入所希望者が増加し、逆に待機児童がふえるという弊害も考えられ、実際に守口市などにおいても待機児童がふえているというふうに伺っております。幼児教育の無償化については、現在、国において検討されているところですが、本町教育委員会といたしましては、引き続き多様化する保育ニーズなどに対応し、質の高い教育・保育の提供をすることにより、安心して子育てができるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

4点目につきましては、1点目において答えさせていただきましたが、現状では特段影響がないものと考えておりますので、入所基準について変更の必要がないものと考えております。なお、議員仰せの枠の確保といいますか、一部産休、育休明けの保護者に対する入所予約制度を導入している自治体があるというふうなことは存じておりますが、待機児童があります本町の状況からは、点数が高いということの理由での枠の確保ということにつきましては、あくまでも申し込み時点での保護者の状況を勘案した上での入所調整となりますので、現時点では難しいものと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

最後、5点目につきましては、保育士等の子どもの優先的入所等に係る取り扱いにつき

ましては、国のほうからも示されているところですが、本町のように公立保育所が2カ所しかない中では、職員の配置の関係を考慮した場合などにおいては現状課題もあることから、引き続き調査・研究を行うとともに、状況に応じて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

1点目と2点目のご回答に対する、ニーズ等に対する回答のまず再質問になるんですが、これでいくと3歳から5歳ですね。例えば、忠岡であれば無償化前がニーズが、今が例えば保育所が7、幼稚園が3のニーズがあったとして、それが例えば9対1、極端に言えばそういうような要は希望の枠が変わったとしても、それは下も上も全体としていけるのかどうかということをも、3歳から5歳まではまず間違いなくできる予定だということかどうかの確認をお願いします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現状では、例えばご承知のとおり、幼稚園におきましては定員の余裕があるということでございますので、例えば国の施策で幼児教育が無償化となり、幼稚園から保育所への希望者がふえたと仮定いたしましても、平成31年4月以降であれば、例えば東地区におきましては、幼稚園部分の3歳児から5歳児までの受け入れる施設などを利用していくということなどによりまして、十分にそういった場合でも受け入れは可能であるというふうに考えております。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

その辺の柔軟な運営と、柔軟なそういう対応をよろしくお願ひします。

それで、3点目の質問の再質問になるんですが、このことについて僕は、別にタダだから利用する親があかんとか、そういうことを言うてるんじゃないです。ただ、これは自治体でそんなことをやっていたら、どこでも起こり得ることやと僕は思ってるし、実際起こ

ってます。それはジレンマやと思うんですけど、そういった親御さんたちと、子どもの保育というのは、基本的に子どもを守らなあかんというのはまた別枠やと僕は思っているので、そういった子どもたちは、言い方は悪いですけど、親がそういうような安易にちょっと、ほんま言うたら働いてないけど、ちょっと親戚の工場にお願いして書いてもらったとかいうのがわかったとしても、例えば2歳、1歳の子が上がったときに、定員がパンパンやからその子を外せみたいながあっても、子どもは基本守ってほしいと思うので、そういった忠岡としては受け入れるだけしっかりと受け入れるんやと、受け入れ続けるんやという覚悟はおありなのかどうかだけお答えいただけますでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

一律に、例えば無償化を行う場合などにおきましては、利用者のモラルハザードが生じるというようなことについての懸念ということにつきましては、一般的にも言われておりますが、本町教育委員会といたしましては、繰り返しの答弁になるかもわかりませんが、社会情勢が大きく変化し、将来を予測することが非常に難しい時代の中におきましても、引き続き多様化する保育ニーズなどに対応し、忠岡町に生まれ育っていく全ての子どもたちに等しく質の高い教育・保育を提供することにより、保護者の方が安心して子育てができるまちづくりというものについて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

ただ、4点目の質問にありました、せめて3歳以上の200点満点の子ですね、親御さんが共働きでどうしようもないというような子だけが、要はそこまでさえ漏れるというようなことだけはならないようにしていただきたいと思うので、これはまた回答はなしということで、時間もないので最後の5点目に対するちょっと意見と再質問をさせていただきます。

保育士さんに対する加点要素なんですけど、確かに忠岡はエリアが小さいです。忠岡だけで考えるとしんどいかもしれないです。でも、例えばこれが泉大津、和泉市、忠岡、高石、岸和田というエリアで、それこそみんなが同じような配慮をしておけば、それこそ有



効なほんとに待機児童解消策の一環ではあると僕は思っています。ただ、じゃあ誰が音頭を取るねんという話になってくると思うんです。それを飲み込んだとしても、言い方は悪いですけど、要は忠岡町に在住で、よそに働きに行っている保育士のために何でそんな点数を設けるねんみたいな批判は絶対生まれると思います。でも、それを乗り越えてでも、この町、この周辺全体で向上していくんやという気持ちがあれば、気持ちを加えていただければ、こういうような取り組みって忠岡から発信していけば、「ああ、忠岡ってすばらしいな」というふうに皆さんから思われると思うんですが、そういった取り組みについて、要は進めていただけないかということですが、よろしいですか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

他市町村との連携につきましては、現状におきましても広域入所などの関係もあり、連携は行っているところでございます。さらなる広域的な待機児童の解消などに関係の連携に向けての隣接市との協議については、今後、調査・研究、また検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

先ほども言った保育士の確保というのは、どこの自治体も、それこそもう奪い合いの状況に等しいような状況やと思うんですよ。ただ最後に、昨年の状況について、この5点目を踏まえて質問させていただきます。

昨年、保育士さんが一斉に、ちょっと非常勤の方がやめはるということで、保育士の確保が大変やということで動かれてました。で、0歳の子が年度当初から4人待機という状況やったんですけど、ことしはその保育士のまず確保という状況では大丈夫かということと、その11月で保育の締め切りが一たん終わってると思ひます。その状況で、ことしの見込みですね、予測の範囲というものをちょっとお答えいただひて、昨年入れられへんかった子をことしとか含めて、どんなふうになんと対応できているのかということをご回答ください。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

部長の答弁をもって終了します。柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

現在の保育士の確保の状況でございますが、次年度の職員配置ということで、現在、非正規職員を中心に、次年度の更新の有無等についてお話をさせていただいているところでございます。あくまでも途中経過ですが、もちろん何人か入れかわりがありますので、おやめになるということも聞いておりますが、昨年のような10名を超えるような状況ではないというふうにも聞いております。現在、保育士については不足しておりますので、引き続き確保については全力を挙げて努めてまいりたいと考えております。

それから、次年度、いわゆる4月の待機児童の見込みというようなことでございますが、11月末が申し込み終了でございましたので、今現在、その状況についてはこれから精査するところでありますし、これからその入所選考というのを行いますので、現時点でのお答えということはなかなかできませんが、ちらっと聞くところによりますと、一部の年齢で偏りが見られるような応募の状況かなというところでございます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

以上で、三宅良矢議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、北村 孝議員の発言を許します。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

公明党の北村でございます。一般質問をさせていただきます。

まず1点目、乳幼児期における発達障がい早期発見、早期支援について質問いたします。

新聞報道で発達障がい「疑い」学校放置ということで、この3月、福井県の町立中学校で2年生の男子生徒（当時14歳）が自殺した問題は、担任と副担任の厳しい叱責が原因とされる調査委員会の報告でありました。報告書は、生徒について発達障がいだった可能性があるとし、担任も同僚からそう伝えられていたと指摘されています。

いわゆる発達障がい、読み書き、計算など特定分野が苦手な学習障がい、また、対人関係を築くのが不得意な自閉症スペクトラム障がい、そして、衝動的に行動しがちな注意欠陥・多動性障がいなどがあると聞きます。詳しい児童精神科医は全国的に不足していると言われ、診察や検査を重ねて総合的に病状を見きわめる必要があり、診断にも時間がかか

る。文科省の2012年の調査では、小・中学生の6.5%程度に発達障がいの可能性があるとされ、乳幼児期から切れ目ない支援が大事ではないかと考えます。

そこで、乳幼児期、乳幼後期健診のフォローとして、子どもの社会性発達の評価補助装置（ゲイズファインダー）の導入をされてはと思いますが、特徴として、子どもを大人の膝の上に座らせ、映像を見てもらうだけで評価が終了。パソコンの知識がなくても、マウスだけで操作でき、評価にかかる時間は2分であります。あくまで評価補助装置であり、単独で発達障がいの有無を判定するのではなく、乳幼児期健診等においては発達障がいかどうかという視点ではなく、子どもの視線の軌跡という客観的な材料によって、保護者と支援者が子どもの発達の状態を共有し、理解を助けるための1つのツールとして活用することが適当であると聞いております。子育て支援の一助にぜひ検討をしていただければと思います。担当部長、よろしくお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

大阪府におきまして、平成26年度から平成28年度まで市町村モデル事業というのを実施しておりまして、アンケートを行ったところ、保護者の評価も好評との結果が出ております。しかしながら、機器の購入等の導入費用が高額であること、機器の操作や分析、説明等に専門スタッフを確保しなければならないことなどの課題があり、また、泉州地域で市町村モデル事業を行ってございました泉大津市、貝塚市であります。泉大津市は引き続き活用するものの、貝塚市は財源確保、人員確保が難しく、実施人数に限られる等の問題があるということから、購入には至っておりません。今後の実施予定もなしとの状況でございます。他の泉州地域市町の状況も、購入なし、実施予定もなしという状況でございます。大阪府は現在、2台を所有しており、3市1町が交代して使用しておりますが、これをレンタルするにしましてもなかなか難しい状況でございます。

本町の導入に当たりましては、財源、人員の問題、他の市町村等の状況を総合的に見て検討してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

答弁ありがとうございます。今、部長が答弁していただいたように、近隣市では泉大津

市、貝塚市、守口、あと河南町もモデル事業としてやりました。泉大津市さんの実施効果がよかった、アンケートの結果もよかったということで部長のほうからも答弁がありましたけども、泉大津市さん、実施の効果、よかった点は、実施前には保護者の検査に対する抵抗感を懸念したが、実際には大半の保護者が気軽に受検した。子どもの反応を客観的に見ることができ、保護者と保健師が同じものを見て話ができるという点で、保護者の納得や安心につなげることができたということで、また、課題とされることは、先ほど部長の答弁にありましたけども、検査実施場所の確保とかマンパワー、いわゆるオペレーターですね、スタッフの点が課題になったということでもあります。

当然、この機械というのは200万少しするみたいで、単独ではなかなかこの財政難で非常に難しいのか、日常的に使うのではなく、年に何回かの健診等で、使う範囲というのが、広く使おうと思えばそれなりにいろいろお考えになれば、いろんなところで使えることであろうかと思いますが、池田市さん、千早赤阪村さんでは独自で購入されているところもあります。

財源の確保ということで、広域的に検討していただければと思います。例えば、泉大津市、高石市、和泉市、忠岡町の3市1町で分担金を出して購入するとか、毎日使うものでもないから、その辺は3市1町でお話しされて回していくと。ただ、オペレーターの分については、かなりどこがどうなるのかというところの厳しい部分もありますけども、扱いについては非常に、先ほど言いましたけども、マウスだけでできるということで、子育ての支援の一助になればと、こう思い、質問をさせていただきました。

先ほども質問の中にもありましたけども、文科省の調べでは全国的に、2012年ですけど、小・中学生の6.5%程度に発達障がいの可能性があるとされておりますので、将来的にもこういったことができるだけ発達障がいにならないような形で、幼児期に保護者と、また保健師さんとが、支援者と、そういったところの状態を共有して理解を深めていくって助けていくという、子育ての支援の1つにしていくということで非常に大事なことだと思いますので、部長のおっしゃることも重々に承知しておりますので、今後こういった広域的にもひとつテーブルの上ののせていただいて、検討していただきたいなど、こう思います。再度答弁願います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほども回答させていただいたところですが、他市さんの状況等も総合的に勘案しまして、導入に当たっては総合的に見て検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

よろしくお願いたします。続きまして、2問目に行きます。マイナンバーについてお伺いたします。

国民一人一人が持っている12桁の番号、マイナンバー、これを活用した行政手続の簡素化が11月から大きく前進されています。制度導入の目的である住民サービスの利便向上につながるものである。行政手続の簡素化とは、これまで住民が役所に提出しなければならなかった書類が不要になることであり、例えば子どもの保育園や幼稚園の入所を市町村に申請する場合、児童扶養手当証書や特別児童扶養手当証書、課税証明書といった書類を提出する必要がなくなる。また、傷病手当金を申請する際には、添付していた年金受給証明書も扶養になると。

内閣府がことし立ち上げた個人向けサイト、「マイナポータル」にも注目をしたいものであります。同サイトは、マイナンバーカードを使って利用するもので、さまざまな子育てサービスの申請をパソコンやスマートフォンから行うことができます。このため、書類は一切必要なく、24時間どこからでも申請可能であります。こうした行政手続の簡素化を可能にするのがマイナンバー制度における情報連携であります。11月13日から本格的にスタートしております。

情報連携とは、マイナンバー法に基づき、専用のネットワークシステムを用いて異なる行政機関の間で個人情報のやりとりを行うことで、行政手続に関する住民の手間を大幅に省くことが可能になり、マイナンバー導入のメリットを住民が実感する機会が格段にふえると思われま。

忘れてならないのが、個人情報の管理に万全を期することです。個人情報保護行政の全般を担う独立性の高い機関として、昨年1月、個人情報保護委員会が設置され、個人情報の取り扱いについて監視の目を光らせております。同委員会は、行政機関が住民の個人情報をやりとりする際、マイナンバーをそのまま使用せず、個人情報を取り扱うために独自の符号を用いるという対策も講じられております。個人を特定しにくくするためであり、住民の不安を払拭しつつ、暮らしがより便利になるようマイナンバーの活用を進めると思うが、本町の申請状況、今度の取り組み、いわゆる啓発についてお尋ねいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えいたします。

本町の11月末現在のマイナンバーカードの申請件数につきましては1,847件、交付件数につきましては1,517件となっており、交付率は8.8%となっております。今後の交付に向けた取り組みにつきましては、町広報へのマイナンバーカード啓発記事の掲載、貸与されたマイナポータル端末、タブレット端末でございますが、これを使用し、パソコン等を持っておられない高齢者、障がい者の方で、カード希望者に、写真の撮影及びオンライン申請の補助を行う予定となっております。また、来年2月の確定申告の時期に、泉大津税務署におきまして、3市1町で作成予定のマイナンバーカード啓発チラシの配布を予定しております。

既に実施しております取り組みといたしましては、ホームページへの掲載、暮らしの便利帳へのマイナンバーカード取得に関する記事の掲載や、通知カードの紛失による再交付対象者にマイナンバーカード申請のご案内を行っております。希望者には、総務省のホームページに掲載がある切手不要のマイナンバーカード交付申請用封筒を窓口においてお渡ししております。また、引き続きカードの交付におきまして、勤務時間中に来場できない方への対応といたしまして、平日夜間21時30分まで開庁時間を延長し、申請者と時間の調整を行った上、交付を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

3番（北村 孝議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

北村議員。

3番（北村 孝議員）

率が8.8と非常に低いと思われま。情報の漏えいとか、いろんな心配される場所もあるかなと思ひますが、しっかりと、ご答弁にありましたように、広報、いろんな形で啓発していただき、マイナンバーの持つこの機能と申しますか、十分に発揮されて、住民の利便向上に努めていただきたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

以上で、北村孝議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、是枝綾子議員の発言を許します。

5番（是枝綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

5番、日本共産党の是枝です。一般質問をいたします。

まず、議長の許可を得て、質問通告の順序を入れかえ、幼稚園にエアコンの設置を求めることから質問いたします。

初めに、教育委員会のほうが、東忠岡幼稚園のPTAの方々のさまざまなご要望に、対応を改善するという、いい対応をしていただいたということで、PTAの方々も大変感謝されているという話をお聞きしております。また、東忠岡のリズム室も改善されて、子どもたち、園児たちが大変かわいいということで喜んでいるという、そういうお声も聞いております。引き続き教育委員会がご要望に応じていただく教育行政を進めていただくようにと、よろしく申し上げます。

本町の2つの町立幼稚園の教室にエアコンを設置することについて、質問いたします。この夏、東忠岡小学校の教室にエアコンの設置工事が完了し、本町の公共施設でエアコンが設置されていないのは幼稚園だけとなりました。夏の暑さは昔と比べ物になりません。最高気温が30度を超えるのは当たり前となっております。

このような状況の中で、町立幼稚園の教室やリズム室にエアコンが設置されていないというお声を聞き、東忠岡幼稚園を見てまいりました。預かり保育の教室だけにはエアコンがついておりますが、そのほかの教室にはほんとはついてないということです。このことは10月の決算委員会でも質問いたしました。幼稚園に通う3歳から5歳の子どもたちの体は、大人よりも体力がなく、体温調節機能が未発達であり、熱中症が心配されます。大人よりも先にエアコンを設置しなければならないというふうにも思います。

特に東忠岡幼稚園のリズム室は、発表会や入園・卒園式、日ごろのお遊戯やリトミックなど、園児が走り回ったりするところでもあります。そこにエアコンが設置されていないんです。私、見に行くと大変驚きました。このリズム室、昭和40年代に建てられた木造平家建ての、今では珍しい窓が木枠の、そういう建物でありました。ガラスが木枠から外れそうで危ない。すき間風が入るということで、テープなどでとめてほしいというふうにも言っておられます。また、風通しの悪いところに建てられて、夏は大変暑い。冬は暖房もなく、鉄筋コンクリートならまだしも、木造のためかなり寒かったのではないかと思います。

ですから、先日、東忠岡幼稚園のPTAのお母さん、お父さんたちが要望署名を一生懸命集めて、忠岡町に届けられました。忠岡町と教育委員会はこの要望を受けとめて、幼稚園にもエアコンを設置すべきと考えます。

引き続き、1点目と2点目をまとめてお聞きいたします。エアコンの機器は、旧総合福

社センターから取り外したものと聞いております。電源の容量が足りないということですが、隣接する東忠岡小学校や東忠岡保育所から引くことも可能ではありませんか。

そこで、お聞きいたします。特に東忠岡幼稚園のリズム室に緊急に、緊急にですよ、エアコン設置を求めますが、いかがでしょうか。教育部長さんに答弁をお願いいたします。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

東忠岡幼稚園のリズム室につきましては、夏場は扇風機4台での対応となっており、以前からも要望があったところがございますので、先ほど議員の中のお話にもありましたが、今年度、空調設備について設置を検討しておりましたが、幼稚園の低圧電流では容量が不足しており設置ができないため、低圧電流を高圧電流に変更する必要があり、そのためには非常な高額な費用がかかるということで、一たん今年度は断念したところがございます。

教育委員会といたしましても、PTAの要望等の中で、その必要性があるものにつきましては、直ちに対応できることについてはその都度できるだけ迅速に対応させていただいておりますが、空調設備につきましては、施設の老朽化や受電容量等の問題からも、直ちに抜本的な対応というものは難しいと考えております。

しかしながら、リズム室の空調整備につきましては、教育委員会といたしましても、その必要性からも何らかの方法がないのかというようなことで、今現在も幾つかの業者の方と相談等もさせていただいてる状況でございますので、引き続き設置に向けまして調査、検討を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

本当に真剣に検討をいただいたということは、よくわかりました。電圧の問題についても、東忠岡小学校、今年ものすごい容量いっぱい設備をつけましたので、余っているというふうに、まだ余裕があると。一番近い東忠岡保育所とほんとに手が届くところに建物が建ってますので、どちらからでも電源は可能ではないかと。リズム室だけの部分を考えますとね。全部というところとちょっとどうかわかりませんが、やはりそういう隣から引いてくると。公共施設やから、同じ教育委員会の施設ですので、それは可能だと思います。そういったことで、緊急に対応できる電圧については確保が可能かと思っております。



もう1つ、機器については旧福祉センターのエアコンはつり下げ式のものであると聞いたので、リズム室につり下げると天井が落ちるという話もちょっと聞いておりますので、でしたら、据え置きの大丈夫なものを購入して、その後のことについては忠岡幼稚園のほうにも回して使える、そういったものになるかとも思いますので、さまざまな今後の計画もあるでしょうけれども、リズム室の緊急性についてはご認識いただいているというふうに思いますので、電圧の問題は解決できると思います。あとは、空調の機械についても、補正予算を組んででもぜひ早くに、ことしの夏に、ほんとはこの冬に間に合っただけなんですけれども、何とか補正で対応して、夏場までには絶対エアコンを取りつけるというぐらいのつもりでぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

役場とか、ほかの大人の公共施設のエアコンを取り外してでもつけてほしいなと思うぐらいのことではありますが、やはりそれはそれでまた問題がありますので、ぜひ年度中に可能なように補正を組んででも対応していただきたい課題であるというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

今、議員仰せの点のところでございますが、先ほど私の答弁でも幾つかの業者の方とご相談というところにつきましては、まさにその電圧の受電設備の容量の問題のクリアの仕方、いわゆる小学校あるいは保育所のところからできないのか。あるいは、もう1点は、クーラーのそもそものつり下げ式以外のクーラーの設置についてできないかということについて、幾つかの業者さんとも相談させていただいておりますので、できるだけ早期に実現できますよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ぜひ年度中に設置をね、予算確保していただいて、夏に間に合うようにということで、ぜひお願いしたいと思います。また、暖房設備についても、何らかの緊急に対応していただきたいと思いますので、その点についてもご要望いたします。

続きまして、次に水道事業について質問いたします。まず、大阪広域水道企業団への経営統合問題について、お聞きいたします。

忠岡町は、平成31年4月から大阪広域水道企業団に経営統合するため、現在、協議を進めています。そして、今から3カ月後の来年の3月の忠岡町議会に、経営統合することを書き込んだ企業団規約の改正案がこの議会に提出され、賛否の採決がとられるという予定になっております。大変差し迫った問題であります。

大阪広域水道企業団は、大阪市を除く42の市町村で構成された一部事務組合で、将来的には全ての市町村が経営統合して、府域一水道になることを目指しているところです。ことしの4月からは、四條畷市、太子町、千早赤阪村の3団体が企業団に経営統合しました。現在、本町を含む7団体が、平成31年4月の経営統合をするための協議に入っているところです。今のところ、企業団に経営統合しても会計は別会計となり、忠岡会計は忠岡だけの収支となり、水道料金も市町村ごとにばらばらのままであります。

水道の1つ目の質問は、経営統合した場合のメリットとデメリットについてです。ことしの8月の広報ただおかに4ページにわたって、経営統合した場合の経営シミュレーションや、水道料金改定時期などの見通しなどが掲載されました。私、何人かの方にお聞きしたところ、説明を聞かないとよくわからないというお声がほとんどでありました。

先日、経営統合に向けての統合素案の最終報告書が出されました。その内容は、経営統合した場合、①施設の統合ができ、40年間で2億6,700万円の効果額がある。②国の交付金が平成41年までの10年間で2億2,600万円を受けられる。③施設が統合できるので、40年間で9億6,200万円の削減ができ、合計で40年間で14億5,500万円の効果があることがメリットとして挙げられています。そのため、水道料金の1回目の値上げが、単独で行った場合よりも10年おくらせることができるということ。そして、現在10%しか達成できていない水道管の耐震化工事が、40年後は80%まで進むというものです。確かに、経営統合すれば国からの交付金があるし、技術職の職員さんも企業団から派遣をしてもらえ確保でき、工事が今よりもできるということです。浄水場の運転管理も遠隔操作で無人化でき、経費の節減ができる。メリットばかり述べられておりますが、反面、デメリットもあるのではないのでしょうか。

そこでお聞きいたしますが、経営統合した場合のメリット、デメリットについてお答えください。担当部長さんよりお願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

本町の水道事業につきましては、昭和11年に供用を開始し、80年が経過しております。そのため、老朽化した施設を多数抱えておりまして、また、耐震性にも問題がございます。今のところ大きな事故は発生しておりませんが、現状のままでいきますと、そのリ

スクは日を追うごとに高くなってまいります。そのような事故を未然に防ぎ、安全で安心な水を安定的に住民の皆様へ供給する。蛇口をひねれば、安全な水が出てくる、このごく当たり前の住民サービスを提供することが我々水道事業者の責務でありまして、また、当然のことのように住民皆様から求められていることだと考えております。

その責任を果たすためには、適切な計画に基づきました施設の更新を行う必要があります、それは統合するしないにかかわらず、実施していかなければならないこととございます。老朽化した施設を更新していくためには、多額の費用が必要でありまして、また、人材も必要になってまいります。しかしながら、人口減少に伴い、今後も水道料金の収入が減少していく状況にある中、多額の費用を要する更新事業を本町単独で行っていくには限界がございます。

ご質問の統合した場合のメリット、デメリットでございますが、統合によるメリットにつきましては、企業団と水道事業を統合すれば、企業団の技術力、組織力によりまして、施設の統廃合など合理的な更新事業を統合的に実施することが可能となり、また、国の交付金、先ほど議員おっしゃられましたように、統合後10年間は交付されますので、本町単独で行っていくよりも、更新事業費、維持管理費の削減がより一層図られることとなります。

このようなコストの縮減によりまして、平成66年度まで合計約14億円の効果額が生み出されまして、それによりまして水道料金の値上げが抑制されるとともに、老朽化施設の更新や耐震化がより一層進捗していくものと考えており、南海トラフ大地震などの大規模災害にも対応ができ、今以上に住民皆様の安全・安心を図ることができるものと考えております。

また、統合すれば、企業団が本町水道事業の経営者になります。統合後は、専門技術者が豊富にそろっている企業団の組織力や技術力によりまして、維持管理体制が整備、強化され、事故等の防止にも努めてもらえるとともに、事故、災害が発生した場合でも、その対応力により住民の皆様へ安心して暮らしていただける形をつくっていくのではないかと考えています。

本町の考えとしましては、住民皆様にとって以上のようなメリットはあっても、デメリットのほうはないということで考えております。よろしくお願いたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

デメリットがないと言うんですけれども、それは本当でしょうか。2点目ですが、デメリットについてお聞きいたします。

水道企業団は一部事務組合です。統合前の今は、忠岡町の水道会計をこの忠岡町議会でチェックができて、水道料金の改定は忠岡町議会の議決がなければできません。しかし、企業団に統合した場合の料金改定は、企業団議会の議決になります。権限と執行が忠岡町の手を離れ、全て一部事務組合の企業団に移り、そこには住民の声が届きにくくなったり、住民の監視ができにくい側面があります。

企業団に経営統合したら、水道料金の値上げの際、どういう手続になるのかを見てみますと、お手元に事前にお配りさせていただいております資料、資料のタイトルが「水道料金を改定する場合の意思決定フロー」というものをごらんください。これは事業部のほうからいただいている、議員にも配られている資料であります。

左半分の枠の大阪広域水道企業団の欄のところの一番上の※印1の「執行機関による料金改定の意思決定」がスタートとなります。ここで決定する前に、右半分の欄のA市というところの市長に説明や意見聴取がされます。市長は、A市議会の議会全員協議会等に説明と意見聴取をされます。このA市の市長が、今回は料金改定をやめておこうと判断をし、※印1のところはその意思表示をされれば、値上げが回避されます。ところが、A市の市長が「値上げしていい」というふうに返事をすれば、左半分側の企業団側の点線囲みの中の運営協議会と審議会を経て、市町村長の集まりである首長会議で決定し、企業団議会にA市の値上げ案が上程され、A市の議員が1名いるかないかという企業団議会で、そこで決定されるということになります。住民の知らないところで決められてしまうわけです。住民自治が弱まることになりませんか。忠岡町の住民の水道料金が忠岡町で決められない。よその市町村の議員ばかりのこの議会で決められてしまうというわけでありませぬ。住民にとっては理不尽な話です。議決権を奪われてしまうことは、住民にとって大きなデメリットではないでしょうか。

これは制度上の問題であります。忠岡町の議会に議決権があったものがゼロになり、その分が町長のほうに移行し、町長の役割が大きくなるというものであります。

そこでお聞きいたしますが、住民にとってデメリットであるとは思いませんか。また、この制度上の問題の解決策についてはいかがお考えでしょうか。まずは担当部長よりお答えをお願いいたします。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田部長。

産業まちづくり部（藤田 裕部長）

議員仰せのとおり、企業団と統合後は、本町水道料金の値上げも含めまして、当該水道事業に係る全ての事項が、市町村議会ではなく企業団議会で決定されることとなります。しかしながら、その審議及びそれまでの過程におきましては、住民に全く知らされないま

ま進められるということではなく、統合した団体の関与が図れるような意見反映の仕組みがございます。

先ほどのご質問の中で、是枝議員が説明されていまして、フロー図についてちょっと述べさせて、答弁させていただきます。統合後、企業団では忠岡町域の水道事業の経営シミュレーションを定期的に行うなどしまして、料金改定の必要性を判断し、改正案というものが作成されます。手順としましては、初めに執行機関による意思決定としまして、本町を含む42の構成団体の水道の担担者で構成される運営協議会で審議がなされます。そして、運営協議会で了承された後に、第三者の立場で意見を伺うために、審議会へ諮問され、答申されます。この流れの中で、審議会に諮問するまでに企業団が料金改定案について町長へ説明を行い、さらに本町理事者側が本町の議会へ説明を行い、住民を代表する議員の皆様からご意見を伺います。そこで料金改定案に対する意見がまとめられ、町長が企業団へ意見することになります。なお、町長の判断になりますが、企業団に本町の議会へ直接説明をさせ、意見聴取させることも可能でありまして、また、審議会の答申後になりますが、企業団に住民皆様に対し説明してもらうことも可能であります。

こうした手続を経まして、企業団の執行機関による意思決定が行われ、42市町村が集まる首長会議で審議がなされます。この首長会議の審議で、先ほど議員が申されましたように、忠岡町長が料金改定を了承しなかった場合は、再議によりまして3分の2以上の首長の賛成が必要になります。首長会議におきまして料金改定案が最終決定されると、ここで初めて企業団議会に議案を提出できるようになります。企業団議会で議案が審議される際には、本町議会議員が企業団議会議員に選出されている場合は、当然議員として質疑、採決していただけます。一方、選出されていない場合は、採決はできませんが、地方自治法の規定によりまして、企業団議会の判断で参考人を招聘し、意見を伺っていただくことが可能となります。

このような意見の反映の仕組みによりまして、可能な限り本町住民に近づけた運用をしていただけるものと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

ちょっと時間ありませんので、巻いていきます。

最終的にはやっぱり町長の判断によりましてというふうにも答弁の中にあつたように、説明はしてくれると。意見も聞くと。でも、判断は町長であると。で、議会があれば、この議会で決められるのであれば、否決もできるということですが、否決するということができない。町長の判断によるというところが、やっぱり自治権が、住民自治が小さくな

ってしまったのではないかというところは、やっぱり大きいと思います。これは制度が抱える問題ですので、これをどういうふうに解決するかというと、システムをつくる以外にないんですけれども、町長自身はこういった判断によるということになるということで、今後どのような対応をしていくお考えなのかということを一言、答弁が長かったのもう時間がないので、この町長の判断になると決断するまでに、どのようにされるお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

いつも真剣に向かっておるつもりでございますが、今、議論されている企業団は、担当者会議、また首長会議等々のシステムがありまして、そこでいろいろと議論をして、住民のニーズを取り入れていこうという、そういう仕組みになっていると、こういうのが企業団でございます。また、この忠岡町議会の議員の意見や思い、こういう思いを私自身はしっかり受けとめられないかと。私自身も私の意見を持っておりますけれども、皆さん方といろいろと議論する中で、住民のことを考えて、やっぱりしっかりと皆さん方の意見を、議会の皆さん方の意見、思いをしっかりと受けとめて、企業団に伝えていきたいと、こういうように思っておりますので、皆さん方とのさらに熟議を重ねていきたいと、こういうように思っております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

時間がまたないので、町長さんの判断になるということで、料金改定の際については回避をするという努力ができますので、忠岡町の一般会計のほうからこの企業団会計のほうに移った、別会計に移った忠岡町の水道会計に対して繰り入れができるということでありまして。実際に千早赤阪村は現実に今、繰り入れをされて、料金対策をとられています。ですから、そういう努力もぜひしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

3つ目が、経営統合とともに企業団議会の議員定数の規約の改正が、次の3月の忠岡町議会にかけられます。企業団議会の定数は30名だったところ、ことし4月に統合した3団体を加えて、現在33名です。ところが、先日の企業団の首長会議で、7団体が統合しようとして今協議しているのに、議員定数を統合した市町村の議席の割り当ては廃止するなど

の、30名に減らされてしまうという案が示されました。全くひどい話ではないでしょうか。経営統合したところの水道会計は企業団に持っていかれてしまい、企業団の別会計に入れられ、自分たちでチェックできなくなるのに、唯一チェックできるのは企業団議会しかないんです。なのに、そこに議席が与えられない、入れる保証がない。10団体もある町村の議席の割り当ては、わずか3つであります。こんなおかしい運営でいいのでしょうか。

そこで、町長にお聞きいたします。町長は、経営統合した市町村の議席の割り当てを求める私たち議会の声を首長会議で代弁してくれました。しかし、首長会議では聞き入れてもらえず、30名に減らされる案となりました。忠岡町民の声を届ける議席は最低必要です。引き続きこの議席確保に努力していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。町長にお答えをいただきたいと思います。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

今も申し上げましたように、私なりの意見を持っております。また、議会の皆さん方の意思もあります。そういったようなことで、例えば今の定数問題などもしっかりと伝えていき、議論していきたいと、こういうように思っています。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

引き続き議席の確保についてご努力を続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

4つ目、企業団水が1立米当たり3円値下げされることになりました。本町の水道料金は府下でも高いほうで、10位以内に入っています。高いほうからです。企業団水の引き下げられる分を水道料金引き下げに回し、住民に還元されるお考えはありませんでしょうか。これまで数度にわたり、府営水、企業団水の引き下げがあり、年間約2,000万円にもなります。しかし、町民に対しての水道料金引き下げは、基本料金の60円引き下げということしかありませんでした。少しでも住民に還元されるお考えはありませんでしょうか。これは町長に答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

町長（和田 吉衛町長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

屋台骨の細い本町ですので、しっかり会計運営をしていきたい、こういうように思っております。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

企業団水の引き下げが府営水を含めて何回か、数度あって、大体年間2,000万円弱、その分が浮いてきているわけであります。その分があるので、今、未処分剰余金も2億円以上あるということでありますから、やはりもう少し町民に還元してもいいのではないかというふうに思います。高い水道料金、引き下げてもらえるということは大変住民にとってうれしいことであり、暮らしを支える忠岡町の役割を発揮しているというふうにも思いますので、ぜひその点を考えていただきたいと思います。町長の最終答弁をお願いいたしますが、同じでしたら、もう時間ありませんので、ぜひ再度これ、ことしとか来年とかということだけでなく、今後のことも含めて、水道料金の引き下げについてぜひご努力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（和田 善臣議員）

町長の答弁をもって、是枝議員の質問を終結いたします。

町長（和田 吉衛町長）

メリットばかりの企業団に入ろうとしているんですから、企業団とともに、住民のためになりたいと、こういうように思っております。

議長（和田 善臣議員）

以上で、是枝綾子議員の一般質問を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

次に、高迫千代司議員の発言を許します。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

11番、日本共産党の高迫です。一般質問をさせていただきます。



本町のごみ焼却場・クリーンセンターに関して、新たな長期包括運用の計画案が、10月17日の決算委員会の添付資料として出てまいりました。10カ年の財政収支見通しについてという時点修正の1ページに、「クリーンセンター長期包括運営管理委託料を新たに31年度から10年間実施するものと仮定し、運営委託費を年間2億5,000万円、また、31年度に大規模改修7億5,000万円を実施するものとして算入」というふうに書かれています。

町財政が厳しいとおっしゃっているのは町当局で、住民の願いが財政健全化のもとなかなかかなえられていないものも数多くあります。一方で、クリーンセンターにはこのような莫大な予算が計上されようとしております。

そこで、まず1点目にお聞きしたいんですが、この計画案は一体どの部署がお考えになり、何を想定して出されてきたのか、お聞きをしたいと思います。本町のごみ焼却については、現在、忠岡町の方針として、泉北環境との広域化を目指して取り組んでいると私たちは報告を受けています。なぜ1年3カ月先の31年度からさらに10年間の長期包括の運営委託が必要となるのか、公室長さんにお聞かせをいただきたいと思います。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

今ご質問いただいておりますけれども、今おっしゃられたとおり、現在のところ泉北環境施設整備組合と広域化を目指して協議中というところでございます。

今般、今ご質問いただいたのは、決算委員会のときに10カ年の収支見通しということで出させていただいた中での想定する数値というものでございます。で、この部分につきましては、今現行の3億5,700万円という委託経費、これをスライドして入れるということも可能ではございましたけれども、そうなりますと、その部分につきましては、今現行のように、10年前、焼却炉を一からやり直すというところの数字になってくるわけでございますので、その数字を直接そこへ入れるというのは現実的でないというように考えております。

で、今般入れさせていただいたのは、今実際に委託をしている運営経費、これは先ほどおっしゃいましたように2億5,000万円というふうに聞いております。それと、私ども担当の部長のほうから、大体10年程度たった時点での改修の経費ということで、一般的ということでございますけれども、大体6割程度の改修の費用が必要ではないのかというように聞いております。それをもって、31年度に必要なのか、32年度以降に必要なのかはわかりませんが、実質31年度に7億5,000万円という数字を入れさせていただきまして、これを10カ年で分割するというので、単年度7,500万円にな

ろうかなと。利息等々は別にいたしまして、そのようになろうかなと思います。この分を合計いたしますと2億5,000万と7,500万円ということでございますので、大体3億2,500万円程度になろうかなと考えておまして、この部分を収支見通しの中に計上をさせていただいたということで、あくまでも長期包括をにらんだ数字というものではないということをご理解いただきたいというように考えております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

長期包括をにらんだものではないというふうにおっしゃっているんですが、この財政収支見通しの中には、ちゃんとそのように書いていただいているんですね。これは私たちが全ていただいた資料です。

問題なのは、現在のクリーンセンター建設のときと条件が違うということもご承知だと思うんです。以前のときは広域化というものの展望が全く見えていなかった。そして、国の補助制度というのは、人口5万人以上、行政面積400平方キロメートルという、こうした条件を満たしていないので交付金が出ない。さらには起債もできなかった。こういう条件が重なりまして、やむなく長期包括という手法をとらざるを得なかった、こういう条件があるということも私たちは十分承知をいたしております。

しかし、今回はそれらの条件と違うのではありませんか。例えば、ここに書かれているように、大規模改修費を10年間に延ばして長期包括をして運営していきます。5年間で広域化が実現をしますと、あとの半分の3億7,500万円、これは大規模改修の分だけですけれど、一括返済をしなければならなくなるのではありませんか。逆に財政に大きな負担をかけてしまう、こういうことも想定されますが、当然、原田公室長さんですから、お考えはいただいていると思うんですが、これはどういうふうに切り抜けをされようとするんですか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

ただいまの件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、10カ年の見通しの根拠の中では、今と同様の進め方ということで書かせていただいておりますけれども、先ほど申しましたとおり、幾らの費用負担が必要になってくるのかというようなあたり、全く見えておりません。

それで、先ほどおっしゃったように、地方債を仮に発行できるといたしまして、発行すると、当然償還の期限というものがございまして、当然5年で広域のほうへ移行ということになりますと、その辺で償還というものもかかってまいります。そのようなことも、ここにはあえて含んでいないということでご理解をいただきたいと思います。

と申しますのも、今後、今現在ですね、泉北環境の整備組合のほうから焼却の経費の額が出ておりません。これが出ていないということで、それでは今、私申し上げたように、ここの額が出ていれば、素直に額を入れることができたわけでございますけれども、その部分が全く見えないということと、あと今、保全計画というものを担当部課のほうで策定をしていただいております。この部分につきまして、いつの段階にどのような補修が要るのか、また、どれぐらいの費用がかかるのかというようなところが出されようかと思っておりますので、実質このような部分が出てきましたら、一番安くおさまるといいでしょうか、低額で運営できるようなものに置きかえていきたいというふうに考えております。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

置きかえていきたいというお話ですが、実際にはこの忠岡町のこの議会でも、次に委員会をつくるという具体的な案件も出てきております。そんな中で審議される中で、先が見えませんかから見えた時点でと言ったら、間に合わなくなりますよね。

私たちが一番大事だなというふうに考えておりますのは、なぜこの31年度に7億5,000万もかける大規模改修が必要になるのかどうか、ここの点が一番この問題を考えるときのネックだというふうに思っております。現在、熊取町、岬町のごみの焼却炉というのは、ほぼ30年を迎えておりますし、これからもまだ運転をしていこうというふうに聞いております。熊取町などは広域を目指しておるという話も聞こえていますが、話には大体5年かかるというふうに聞いてますから、35年動かすというふうなことに、順調に行けばそういうふうになります。

本来、そういう機械のことを想定しますと、国が決めているような20年が期限でないということはもう明らかなんです。明らかな中で、泉北環境とのこの広域化を進める中で、必要以上の更新工事をなぜ31年にしなければならないのか、これが一番大事なことだと思うんです。仮に莫大なお金をかけて更新工事をしました。すると、熊取町を例にとりますと、あと20年使える機械です。それが5年たったら必要がなくなる。前にも同じようなことが起こりましたがね、必要以上の能力を後に残して何をするんですかという問題がここで出てくるんです。忠岡町はそんなに余裕を持ったお金の運営ができるのかどうか、ここが一番大事なところだというふうに思いますので、大規模改修だというふうな

この更新工事、これがなぜ必要かというところはもっともっと論議をしていただかなければならないと思いますし、それをしないで、ちゃんとした修理で対応できる、こういうふうな手を打っていただいたら、7億5,000万というふうな莫大な金額は必要がなくなります。そして、長期包括というシステムも活用する必要がなくなります。これをちゃんとやっていただけないか、ここが一番の問題なんです。

ご承知だと思いますが、大規模改修するとね、長期包括になるわけですけど、例えば私たちはこの10年間の資料でいただいておりますが、現在のクリーンセンターの修理の費用、これ10年間、全部細かい数字が出て、総合計も3億6,310万円と出ているんですよ。しかし、これは実際に点検や修理に使った金額であるのかどうか。実際にこの金額が使われているという証拠が出ているのかどうか、これは担当部長さんのほうにお聞きをしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

毎年の保守点検、工事ですね、その分につきましては、当然完了届け等の書類が出てきておりますので、それで確認はさせていただいております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

書類の確認はされて、点検項目は出ている。そこはわかります。しかし、この金額がきっちり使われている、これの確認はできているんですか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

長期包括の契約というのは10年間で計画を立てて、金額をはじき出していると。その年度にこれだけの修繕をいたしますという形の部分で、平成20年に計画書が作成されているわけでございます。その部分について、その年度、こういう工事をした、工事内容並びに工事の写真等を提出していただいて、その工事をしていただいているというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

理解はできません。なぜならばね、要求水準書に基づいてその部分をクリアさえすれば、ここに書いたお金を全額修理、点検に使わなくても構わない。これが長期包括なんですよ。だから、私たちはここに問題があるというように思っています。長期包括のこの要求水準書さえ満たせば、計画されている金額は本当に使わなくても済んでいるんだということが、これは部長さん、ご存じだと思うんです。そういうふうな中身が長期包括の問題点だと思っていますからね、私たちはちゃんと必要な分は必要な分で払っていく、そういう方式にぜひ切りかえていただきたいと。これは公室長さんがお考えをいただくときにも、これをちゃんとシビアに見ていただきたいというふうに思っています。

これはもう一遍お聞きしますが、その前に時間の関係で、問題は今なすべきはね、真剣に、そして誠実に広域化に取り組んで、早期に実現される、これが一番大事なことだというふうに思っています。特に、住重と松和の共同企業体との契約、10年以降は、1年間以内の事故はJVの責任で対応するというのは契約書にも、長期包括の議事録にも書かれています。ですから、あと4年間、大事に使って修理をうまく進めていけば、7億5,000万というふうな大規模改修の莫大な費用をかける必要がないということが見えると思うんですよ。で、担当のほうで頑張ってもらって、5年というのが4年になりましたというたら、もっと安く上がっていくんです。そうしたことも含めて、このところに一番真剣な努力、これは軒野部長さんのところだけではなくに、原田公室長さんも含めて、もちろん町長さんも頑張ってもらっていると思いますから、全庁的な力を結集して広域化を前に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

おっしゃられましたとおり、私ども、先ほど7億5,000万円という大規模改修の経費の計上はいたしております。ただ、先ほどご説明させていただいたとおり、担当部長のほうから一般的には60%程度、10年余り経過するものについては必要であるということが出ているということで、31年度に計上をさせていただいているというところでございまして、これが実際に31年度なのか33年度なのか、あるいはこれが不要なのか、そういうことも全く今ちょっとわからない状況でございます。

しかしながら、突然必要ということもあろうかということもございまして、全くなしというわけにもまいりません。そういうことで、ここには1年当たり7,500万円という数字を当てさせていただいているというところでございます。

私どもも考えておりますのは、当然経費というのは安ければ安いほうがいいんであって、それは当然同じ認識でございますので、そのように努めてまいりますし、先ほどおっしゃられているように、町長のほうも広域化を進めるということでございますので、これに沿って町として進めていくというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

要は、最初から長期包括ありきのような指標を出される。それに基づいて案件が出てくるということについては、大変危惧しております。役所の仕事を進める側の立場の方からいけば、安全で安心で、そして多少お金は高くついても、将来的にちゃんと運営をしていける、任して安心というふうな長期包括は1つの形かもしれません。しかし、私たちはこの問題をもっと住民の目線から見てるんです。住民の目線から見れば、そんな高いお金を出して、何で焼却炉にどんどんお金をつぎ込むのかと。財政健全化の名前で私たちが失われている住民サービスをもっと回復してほしいと、そういう願いがあるわけですから、そのためにこの問題もそういう視点も入れて、ちゃんと見ていただきたい。これは強く願っております。公室長さん、そういうふうな仕事を進めるということでちゃんと見ていただけるのでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

先ほど申し上げましたとおり、町長のご指導のもと、私ども職員一同となって進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

ぜひ安全・安心の、高くつくけれど安定的なという観点だけではなく、住民目線でシビアに見ていただいて、無駄を省いて、行政の住民サービスのほうに回す仕事にぜひお使いをいただきたいというふうに思っております。

次に、子どもの貧困対策についてお伺いをいたします。

小学校入学時はたくさんのお金が必要になります。いただいた資料でも、中学校よりは低いのですが、小学校入学も制服や体操服など4万円かかるということが出ております。そして、それ以外に学用品とか、それから高いランドセルとか、これは保護者の方が負担をしなければなりません。格差と貧困が広がるもとの、子育て世代の苦労というのは大変だということをご承知のとおりです。

これまで何度も取り上げてまいりましたので、詳しい説明は省きますが、子どもたちのために希望されるご家庭には、入学準備金として就学援助費の前倒し支給を来年3月に実施されないのでしょうか。中学校入学分は既に準備が整っていると思いますから、必要なのは小学校の事務だけということになります。

これは部長さんもお承知かと思いますが、熊取町は今開かれている12月の議会、この19日に案件が可決されれば、3つの中学校、5つの小学校の入学準備金を前倒しして支給される予定です。つまり、その気になれば、短期間に取り組むことが可能だという事例でもあります。これを本町の場合、ちゃんと取り組んで、小学校もあわせてやっていただくことが必要だと思いますが、いかがでございましょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

入学準備金につきましては、これまでもご質問いただいているところでございます。平成30年4月に中学校に入学される現在の小学6年生に対しまして、入学準備金として来年3月に支給するというところで作業を進めておるところでございますが、小学校入学に伴う新入学用品費については、同じように入学準備金として3月に支給するためには、通常の3月あるいは4月に申請いただいております申請とは別に、入学準備金のための申請について、それより前の時期に全ての小学校入学予定者の保護者に対しまして周知を行い、その後、準備金のための支給申請書を提出いただいて、こちらのほうも審査を行うというような新たな事務が必要となることから、小学校につきましては平成31年4月に入学される保護者に対しまして、入学前の3月に入学準備金として支給ができますように、平成30年度における予算措置並びに新たな事務処理について、現在、調査、検討しているところでございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

周知徹底と審査をされるから難しいというお話なんですけど、私、今さきに熊取のお話をさせていただきました。忠岡町は1年前にもう既に中学校は終わってます。小学校が残っているだけです。熊取は、19日に可決されたら、それから周知徹底して審査するんですね。それでも可能であるということです。だから、4万人を超えている町ですけど、学校の数はそれに対してやっぱり多くなります。忠岡町は1万7,000の町ですが、小学校は2つです。熊取にできて、なぜ忠岡にできないのか、この理由は何なのでしょう。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

我々、今、小学校について事務的に検討しているというところにつきましては、例えば11月の就学健診時等においてきっちりとお知らせさせていただいて、また広報等でも周知させていただくと。その結果、1月の半ばあたりに申請書の提出期限として、3月の中旬までにはお支払いさせていただきたいというふうに検討しておりますが、例えば熊取さんもそうですが、団体によりましては3月の終わり、下旬を支給としている団体もございます。また、支給対象者の範囲や、支給後、転出した場合の取り扱い、その他認定基準等の取り扱いなどの事務処理についても団体間でかなりのばらつきもございますので、そのあたりにつきましても、状況等を今調査あるいは精査しているところでございますので、ご理解のほどお願い申し上げたいと思います。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

つまり、努力すればできるということを私、申し上げているんです。団体にばらつきのあるのはわかっています。教育委員会は私、そんな暇だというふうに思ってません。忙しく仕事をされていると思いますが、これもよそができるんやから、ちゃんとできるんやないかというふうに思ってるんですよ。それだけ私は忠岡町の職員さん、よく仕事をされるし、立派な方だと思ってますよ。ですから、これはぜひ考えていただきたいというふうに思います。



それと、今、部長さんが1回目のお答えの中で、30年度において小学校の分の予算を措置する、こういうお話がありましたね。つまり、1年おくれて31年の3月に小学校の分を支給するという計画で今進めているということでお聞きしてよろしいのでしょうか。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

予算措置も含めて、今その予定で作業を進めております。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

時期だけ明らかにしていただいたというのは、まだ明らかにしないよりはましですけどね、やっぱり早く取り組んであげてくださいよ。やっぱり忠岡の子どもたちのために一生懸命やっけていただいている、そういう姿が見えるようにぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、子育て支援の施策についてお伺いいたします。

幼稚園の預かり保育を来年度から1時間延長できないのでしょうかという問題で、前回もお聞きをさせていただきました。保護者のライフスタイルも、お勤めの方がふえてきています。これは私たちは、10月にこの地域をずうっと回ったときにもね、「せめてあと1時間何とかならへんやろか」という、そういう声を何人からも聞かせていただいております。これは担当課のほうでは、恐らく我々以上に声を聞いているだろうと。保護者のニーズはつかんでおられるというふうに思っています。それを含めて、いつから実施されるお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

教育部（柏原 憲一部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

柏原部長。

教育部（柏原 憲一部長）

幼稚園の預かり保育につきましては、先日の議会でもご質問いただいたところでございます。その預かり保育について、子育て支援の充実、拡充ということからも、現在、我々のほうも1時間の預かりの時間延長に向けまして、現場の幼稚園とその延長実施に当たっての課題等について調整しているところでございます。具体的な実施月につきましては、

職員体制の問題や、年少児の預かり開始時期等からも、年度当初というものは難しいと考えておりますが、新年度のできるだけ早い時期から5時までの時間延長を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

特に3歳児の方については、夏休みまではできないというふうに聞いておりますので、その子たちが2学期から預かってもらえるようにちゃんとしていただければありがたいと思います。今、うなずいておられますので、それだけでもよろしくお願ひします。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長（和田 善臣議員）

以上で、高迫千代司議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。再開は、午後1時からお願いいたします。

（「午前11時55分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後1時00分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

次に、河野隆子議員の発言を許します。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

6番、日本共産党の河野です。ただいまより一般質問をさせていただきます。

まず初めに、国保の広域化についてであります。

安倍政権は、これまで市町村が運営していた国保を、都道府県と市町村が共同で運営する都道府県化を来年度から実行しようとしています。橋下知事時代から全国に先駆けて広域化を検討してきた府は、府内一律の保険料率を全ての市町村に押しつけようとしています。

日本共産党の宮原威府議は、11月1日の府議会健康福祉常任委員会で松井一郎知事に対し、来年度からの国民健康保険の都道府県化で、府が全ての市町村で保険料率を統一するために、市町村の法定外繰り入れを解消するとしていることを批判。また、市町村が自主的に決める権利は担保されていると迫りました。松井知事は、努力目標として話している、お願いをしていると、このように述べざるを得ませんでした。市町村の自主性、つまり市町村が独自の保険料を制定できると認めざるを得ませんでした。保険料の決定権は市町村にあるのかについて、担当部長より答弁をお願いいたします。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

保険料率につきましては、大阪府国民健康保険運営方針におきまして、平成30年4月1日に統一するものと示されております。これまでの各市町村のそれぞれの判断によって決められてきた保険料を一気に統一することは、住民への急激な保険料負担を求めるケースも生じてまいりますので、6年間の激変緩和措置期間中にありましては、議員仰せのとおり、各市町村の責任において決定することは認められておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

市町村に保険料を決定する権限は認められるというお答えでございました。しかし、同時に、大阪府からの忠岡町に対しての納付金というのが、大阪府が一括で国保財政を管理し、国保の運営に必要な費用を納付金として各自治体に割り当てることとなります。忠岡町の国保料、以前、モデル世帯では府下1位になったことがありました。しかし、その後も所得割を下げ、この間、7年間、保険料の据え置きをされてこられました。据え置いてきたということで、現在は府下で19番目、モデル世帯で19番目になっております。43市町村の中で19番目になったのは、よそが上げていったという経過があり、忠岡町の順位が下がったとしても、やはり高いのは高いです。

保険料を決定する権利は忠岡町にあるといっても、統一されたら府が忠岡町に対しての納付金、幾ら納めなさいよという形で出てくるわけですから、実際は忠岡町が低い設定で保険料を納めたとしても、府が決めた納付金は払わないといけないということになると思

います。それにつきましては、9月議会の高迫議員の質問で、市町村に課せられているものなので支払わなければならないと担当部長は答弁されております。ということは、保険料は市町村で決めることができるといっても、府が示してきた納付金は払わなければいけない。ひどいやり方であると言わざるを得ません。大阪府は、こんなひどいやり方を市町村に押しつけようとしています。

そこで、府が2月段階で示した粗い試算では、実際の被保険者への影響として、一般会計からの繰り入れがある場合、繰り入れがない場合を示していますが、今回、10月の試算は繰り入れなしを前提としています。実際の保険料が府の試算ではどのように変わるのか。所得200万円、4人世帯、40歳以上の夫婦で子ども2人、所得100万円、3人世帯、40歳シングルマザー、子どもさん2人、また、2人で年金、月額で12万円。65歳から74歳までの世帯。また、単身で所得450万円、40歳以上の方、このような方が本町の現行保険料と府の統一保険料による差の比較についてお尋ねしたいと思います。どういうふうになるのでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問につきまして、お答えさせていただきます。

昨日、急遽第3回の保険料率のほうが発表されました。それに置きかえまして、議員仰せの第2回目の試算の分と第3回目の試算の分につきまして、保険料の比較のほうをお示しさせていただきますと思います。

まず、4人世帯で40歳以上夫婦、子ども2人、所得200万の世帯につきましては、第2回の試算におきましては、年間で3,412円上昇ということになっておりました。今回、第3回の試算によりまして、3,768円下がるということに転じております。

続きまして、3人世帯、所得100万の40歳代のシングルマザーと子ども2人の世帯につきましては、第2回目は123円上昇ということでしたが、昨日の第3回で2,862円減少ということになりました。

次の2人世帯、年金月額12万円、お2人で12万円、65歳から74歳の世帯というこちらにつきましては、第2回目は1,977円上昇ということでしたが、第3回目の分につきまして1,729円の、こちらは上昇でございますが、少し上がる金額が少なくなったということになりました。

単身世帯の所得450万円、40歳以上の方の世帯につきましては、第2回目は1万5,893円下がるということでしたが、第3回目におきましては下がり幅が大きくなりまして、3万1,831円下がるという結果となりました。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

全体的には現行の保険料より下がるという試算が、きのう出されてきたということでありました。私がきのうの府の試算が出る直前に部長からお聞きしましたときは、単身で40歳以上、所得450万円の方以外は、全て保険料が上がるということでありましたが、きのう出された3回目の試算は、また違っております。

なぜ下がったのか。つまり、府が示してきました2回目の試算と今回3回目の試算が変わった、この大きな要因というのは何なのでしょう、お答え願いたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

この料率を積算しております数値でございますが、平成28年度予算ベースから平成28年度決算ベースに置きかえて試算した結果となります。

以上でございます。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

決算が打たれましたので、決算ベースで計算し直したらこういうふうになんて下がったということでございます。平成28年度は、保険給付費は前年度27年度に比べ若干下がったということを聞いております。しかし、給付費は予想しても、その年々で変わってきますから、ことし29年度は給付費が前年度と比べて高くなるということも考えられます。今回の試算で保険料が下がったとはいえ、例えば40歳以上の夫婦で子どもお2人、所得が200万円で、29年度は年間39万8,739円。きのうの3回目の試算で、3,768円安くなったとしても、年間39万4,971円です。何と所得の2割が保険料になるのですから、住民には大変負担がのしかかっていると言えないのではないのでしょうか。また、年金で生活をされておられる2人世帯、2人で月12万円の年金です。12万円の年金、大変厳しい生活をされていると思います。こういったご夫婦は、1,729円上がるということも示されました。

来年4月実施の国民健康保険都道府県化に伴い、大阪府が示している保険料率の府内統一化は、低所得者にさらなる負担増を強いることがわかりました。今でも国保料が高くて払えないと困っている人がいるのに、さらに困る人が出てくるのではないのでしょうか。しかし、大阪府は保険料軽減のための市町村が実施している一般会計からの国保会計への法定外繰り入れをなくして、保険料率減免制度を府内で統一しようとしています。市町村が保険料軽減のために行っています国保会計への法定外の繰り入れをなくすとしている問題で、松井知事は、繰り入れ解消は努力目標であり、決定する権限は市町村にあると、健康福祉常任委員会の質問にも答えています。

府の方針どおりに実施されれば、今でも高い国保料の負担がさらに重くなります。国保統一化を進める上で、納税者の公平感という言葉がよく出てきてまいります。しかし、これに対して日本共産党の宮原府議は、納税者の公平感と言うならば、住民に近い自治体が税金の使い方を住民自治に基づいて決めている市町村の自治を尊重すべきだというふうに主張し、それに対して松井知事は、権限は市町村にあると認めています。

本町の法定外の繰り入れの資料を担当課よりいただいております。繰り入れ金額を1人当たりで計算いたしますと、26年度、2,431円、27年度、2,412円、28年度は3,209円です。繰り入れをすることによって高い国保料を少しでも抑えるために、ほとんどの市町村が法定外の繰り入れを行っています。

さきの質問でも、府内統一で所得の低い人が上がるということがわかりました。法定外繰り入れは引き続きされるべきであると思いますが、いかがお考えでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

保険料引き下げのための法定外繰り入れについてお答えいたします。

委員も仰せのとおり、今後、統一によって大阪府で1つの国保として、府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料額となるよう、府内全体で被保険者間の受益と負担の公平化を図ることとなります。この統一によって急激な保険料負担がふえるような場合は、さらに300億円の国の国費で調整が図られます。それでも不足する場合には、法定外繰り入れを行うことも可能となっております。国としても、国保都道府県化に伴い急激な保険料負担を抑制することに重点を置いております。

本町といたしましても、今後決定される平成30年度の標準保険料率が、現行の保険料率に対して大きく負担がふえることになるのであれば、一般会計からの法定外繰り入れを求めることも検討してまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今のお答えで、府内統一をして、府内全体で受益と負担の公平化を図るということになるということを言われました。しかし、住んでいるところで、例えば賃貸でお住まいの方でしたら、家賃もその地域地域でかなりやっぱり上と下とあるわけです。また、北部に比べ南部は所得の低い人が多いです。忠岡町もその1つです。やっぱり所得の低い方が多いということです。

忠岡町は今、国民健康保険運営協議会、年2回開かれておられるわけなんですけれども、このメンバーが、この協議会、この中に医療関係や、また国保に入られている加入者の方も3人含まれているということでもあります。その中で、これだけの保険料を設定したいけれども、やはり住民の負担が大きくなるのではないか。ここまでで保険料率は抑えておこうと、そういう意見がいろいろ出されるわけです。まさしく住民自治が生かされているというふうに私は思っております。

なので、今、担当部長より答弁いただきましたけれども、現行より大きく負担がふえればということではあります、やはり国保というものは非常に所得に対してかなり大きな負担がありますので、法定外の繰り入れ、これは引き続きされるべきだというふうに思っております。それにつきまして再度答弁をお願いしたいと思います。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

先ほどとご回答のほうは同じでございますが、今回の保険料率につきましても、現行からは下がるご家庭のほうが多くなっております。大きく負担がふえることになるのであれば、一般会計からの法定外の繰り入れを求めることも検討してまいります、下がるという現状でございますので、法定外の繰り入れにつきましては、今のところでは考えてはいない状況でございますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

大きく負担がふえるということがなければ入れないというふうなご回答でありましたけ

れども、やはり先ほど申しましたように、所得200万円の方が大方2割近くの国保料を払っているわけですので、今でも高いんです。その認識はあるというふうに私は思っておりますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

保険料のご負担につきましては、それぞれの世帯、人数、所得に応じて保険料のほうは賦課させていただいております。保険料負担は7割軽減がかかっていらっしゃる世帯から、限度額の高い保険料を払っていらっしゃる世帯と、それぞれの人数、所得に応じて払っていただいております。高いか安いかと問われましたら、安いという金額ではないことは重々承知はしておるところでございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

ぜひ法定外の繰り入れ、これは引き続きしていただくということを要望したいと思いません。

次に、減免制度についてお聞きをしたいと思えます。今、多くの自治体が、国保料の高騰を抑えるため、自治体独自の減免などを行うために一般会計から国保会計に国の基準以上の公費を繰り入れていきます。政府・厚労省は、こうした市町村による公費の独自繰り入れを解消し、その分を保険料引き上げで賄うようにと、こういったことを主張してまいりました。その指導役として、都道府県に役割を果たさせるのが国保の都道府県化であります。当初、広域化に向けて、平成30年度までには赤字は解消しなさいと、府からは方針が出ていたようですが、そんなひどい大阪府でも、住民の影響が大きいということで、6年間の激変緩和期間をかけて解消していくという方針が出てまいりました。当初は認めないと言っていた国も認めざるを得なくなってきた。それだけ住民の負担が深刻な問題になっているということです。

忠岡町でも、滞納された方には3カ月の短期保険証や資格証明書を発行されていますが、今、件数はどのようになっておられますでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）



東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

現在、平成28年度末で、短期証のほうを発行させていただいております件数は194世帯でございます。資格証明書につきましては42世帯ということでございます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

この数は大変多いのではないかと感じております。ある方は、3カ月の短期保険しか持っておられません。心臓の病を抱えておられる方です。毎月病院に通院しないといけない。たまった保険料は、窓口で約束したとおり、分割で毎月支払っておられます。しかし、短期保険証ですので、3カ月に1回は役場のほうの窓口に来ないといけないわけなんです。3カ月ごとに窓口に行くと、分割の金額を上げるように言われる。しかし、生活がしんどいから滞納してしまっているという現状であります。払いたくても払えない。生活費の中で逼迫するほど国保料が高いということです。

部長さんは住民の顔が見えるところで仕事をされておられます。幾ら現行の保険料が今度下がったとしても、もともと高いのですから、一般会計からの繰り入れをして、そして払える国保料に引き下げる、それはぜひしてほしいということです。

そこで、減免制度であります。厚労省は標準保険料率は保険料算定の参考にはなるが、実際には賦課・徴収する保険料率を決める市町村として、30年度に関しては被保険者一人ひとりが受け入れられる保険料負担という観点から、法定外繰り入れのほかに財政調整基金の取り崩し、保険料の算定方式、応能・応益割合、保険料の賦課限度額、また個別の保険料減免などについては、財政責任の一端を担う市町村の立場で激変を生じさせない配慮を求めるといふふうにしてあります。

つまり、都道府県の激変緩和措置だけでは被保険者が払える保険料とならない可能性があるため、賦課決定権を持つ市町村に殊さらさまざまな配慮をしてほしいと求めています。そこで、減免制度、府の統一基準になるとしたならば、本町の現行の減免制度より後退はいたしませんか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

ただいまのご質問でございますが、平成28年度実績で収入減少、退職による減免件数

は、減免制度をご利用されている方は86件で、減免額が575万2,783円であります。平成28年度実績分を仮に府統一基準に当てはめた場合、減免額が537万6,082円となりました。これは現行では、減少幅と前年の所得との額で減免額を決定しておりますが、府の統一基準では、前年の所得からの減少幅のみにより減免額を決定することによるものであります。個々のケースで見た場合は、減免額がふえる方、減少する方、あるいは変わらない方、それぞれ影響はございますが、総合的には大きく後退することはないものと考えております。よろしくお願いいたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

今、本町の減免でありますと、つまり4分の3以下、前年度より減ったら対象になるということです。4分の3ということは25%であります。府の基準は30%。そこで、外れていく方がいらっしゃるのではないかとこのように思います。そういった外れた方、町も上乘せして対象を広げること。また、所得割だけではなく、減免制度の中に応益割の平等割、均等割、こういった部分も入れていく必要があるのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

健康福祉部（東 祥子部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

東部長。

健康福祉部（東 祥子部長）

その点につきましても、本町の府の基準に対する横出し、上乘せという部分につきましては、今後検討していく必要があるかと思われま。また、均等割、平等割の部分につきましては、他市町村からも要望等が出ておりますので、今現在はとりあえず府の方針としては決まっておりますが、今後、また検討され、改正されていくことも可能性はないことではないのではないかとこのように、本町のほうも要望はしてまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

激変緩和が6年というわけですけれども、6年たったらどんな保険料になるかというの

わからないわけです。引き続き今以上に後退をしない、それから減免制度なんかも拡充をされる、そういったご検討もぜひよろしくお願いしたいと思います。

では、防災対策についてお聞きしたいと思います。

時間がありませんので、かなり省略させていただきますが、10月22日、台風21号の影響で、かなり多くの住民の方が本庁、また小学校の体育館に避難をされてこられました。合計で約100人以上の方が避難されたというふうに聞いております。避難勧告が出されて、町内、広報車も回っていただきました。住民にとって避難勧告という言葉が非常に不安で、恐怖にかられるということで、特に川の近くに住んでおられる方は、避難所に行かなければいけないと思われた方が少なくはなかったようです。しかし、今回は水ですので、川の増水となれば、やはり2階建てのお家でしたら垂直避難とか、いろいろとあるわけなんですけれども、避難勧告が、避難指示が出たらすぐに行けるように準備しておくのか、またはすぐ避難所に行かないといけないのか、そこら辺が住民の方は非常にわかりにくかったというふうに思います。

その点についてももう少し、ことしの8月の広報に掲載していただいています。避難勧告のところでは、速やかに避難場所へ避難しましょうと、もう1つが、外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難、自宅内のより安全な場所に避難しましょうというふうに書かれております。ですので、非常にちょっとわかりにくいところがありますので、ここら辺はもうちょっと、住民の命が危ない、そういったことになってはいけませんので、広報にも再度載せて、もうちょっとわかりやすい説明が要するというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

台風の今回21号でございませうけれども、秋雨前線の停滞もございまして、長時間に及ぶ降雨の影響で、本町において初めて避難勧告を発令するとなったところでございませう。これにより、おっしゃられたように、住民の皆さんも初めての避難勧告ということで戸惑い、あるいは不安にかられた方もいらっしゃるというふうに感じております。

今、広報の仕方ということでご質問いただいているわけでもございませうけれども、私どもも先ほど説明いただいたように、本年8月号の広報に載せさせていただいたわけでもございませうけれども、今後、適宜いろいろと案内と申しませうか、そういったことを工夫しながらお知らせをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたませう。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

私もちょっと勧告と指示の違いがよくわからなかったものですので、住民の方は殊さらだと思しますので、ぜひそこら辺はもうちょっとわかりやすいように載せていただきたいというふうに思います。

で、備蓄食料のことをお伺いするんですが、備蓄食料、毛布などは5年計画で進めているということをお聞きしております。平成32年までに1万8,000食を用意していくという計画になっているというふうにお聞きしております。今では府と町で1対1、最悪な事態が起こったときは手ぶらで避難所に行けるということになっているようでもあります。

今度の大雨で避難所に避難された方の中で目についたのが、食料よりか毛布でありました。老夫婦は、夜9時過ぎに雨の中、毛布を持って保健センターに来られておられました。食料ももちろん大事ではありますが、その後、住民から聞こえてきたのは毛布のことでした。役場では、避難勧告を出し、避難所を開設したら、毛布は準備されているということではありますが、しかし、なかなかそれが住民には伝わっていない、知らない。だから持ってきたと、そういったこともあります。ですので、さっきと同じようになりませんが、住民にはわかりやすいお知らせをすることが大事だというふうに思います。

そこで、食料の備蓄は現在、この役場と、水を消防署のほうに置かれております。5年計画でふやしていくという計画にはなっておりますが、寒い時期にはやはり毛布も必需品です。今回の小学校の体育館にも、両小学校合わせて約60名の方が避難されています。広い体育館ですから、寒い思いをされたというふうに思います。せめて毛布ぐらいは、福祉センターも含めて分散備蓄が必要ではないでしょうか。災害時に持っていけるというふうにお考えになっていらっしゃるのかもしれませんが、この前のように投開票が重なったということもあって、職員さんも大変ご苦労されておられました。手がないということで。それはありがたかったというふうに思うんですが、やはり分散をしていけば持っていくという手間も省けますので、その点についてはいかがでしょうか、ご答弁お願いしたいと思います。

議長（和田 善臣議員）

公室長の答弁をもって終了いたしますので、よろしく申し上げます。原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

分散ということをごさいますと、毛布を例にとりますと、今現在、充足率が約15%程度となっているわけでごさいます。その他の備蓄品につきましても、充足しているものが非常に少ないという中でごさいますので、あまり分散いたしますと、今度必要となるところへ再度運搬しなければならないというようなこともごさいますので、今後、充足率が上

がってまいりますので、それにあわせてどの避難所に何を、どのぐらいの量を備蓄していくのかということを協議いたしまして、進めてまいりたいと考えております。

議長（和田 善臣議員）

以上で、河野隆子議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終わります。

議長（和田 善臣議員）

日程第5 認定第1号 平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、並びに認定第2号 平成28年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件一括して議題といたします。

本件は、去る9月7日開会の第3回定例議会におきまして、決算審査特別委員会に付託し、その審査を閉会中の継続審査に付した次第であります。

これより藤田茂委員長に審査の結果報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長（藤田 茂議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田決算審査特別委員会委員長。

決算審査特別委員会委員長（藤田 茂議員）

ただいま議長のお許しをいただきまして、決算審査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

本件は、平成29年9月7日開会の第3回定例会におきまして、本特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となりました平成28年度忠岡町一般会計、各特別会計歳入歳出決算、並びに忠岡町水道事業会計の認定について、審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

委員会は、10月17日から18日の2日間にわたり、町長、教育長ほか関係職員の出席を求め、一般会計及び各特別会計並びに企業会計について、健全な財政運営を維持しながら、予算の目的に沿った効率的、効果的な執行がなされたか、さらに事業効果についてどうであったかなど、綿密かつ慎重に審査した次第でございます。

出席委員は、北村孝委員、是枝綾子委員、三宅良矢委員、前田弘副委員長、私、藤田茂と、オブザーバーとして和田善臣議長出席のもと審査を行いました。

各会計の歳入歳出決算高は、既に議員各位に配布されております決算書のとおりでございます。

財政課より平成28年度の一般会計の決算状況について説明がありました。まず、平成28年度の主要な事業といたしまして、忠岡小学校空調等整備事業や、し尿処理業務の委託化などを実施したとのことあります。

平成28年度の決算収支については、実質収支額853万円となり、7年連続の黒字となっておりますが、これは1億8,000万円の財政調整基金の取り崩しにより収支調整されたことによるもので、この部分を除いた実質単年度収支額は1億6,400万円の赤字であるとの説明でありました。

単年度収支は、歳入において町税が前年度に比べ7,600万円の増となり、国庫支出金が年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金や学校施設環境改善交付金の増などで5,600万円の増、寄附金がふるさと納税返礼品の充実により2,600万円の増となりましたが、地方消費税交付金が4,500万円の減、繰越金は地方創生関連事業繰越分の減少で7,100万円の減、地方債は臨時財政対策債が減少したことにより6,100万円の減少となるなど、歳入全体では前年度比5,100万円の減となったとのことです。

一方、歳出では、義務的経費において、扶助費が6,900万円の増となり、公債費が2,100万円の増となったものの、人件費が退職手当の減などで1億800万円の減となったため、経費全体では1,900万円の減となる。投資的経費は、忠岡小学校の空調等整備事業などにより1,400万円の増、その他経費では物件費で、し尿処理業務を泉北環境施設整備組合に事務委託したことなどにより5,000万円の減となり、歳出全体では5,500万円の減となったとのことです。

また、前年度に続き、多額の財源不足を財政調整基金の取り崩しにより補填せざるを得ない状況になっていることから、なお一層の財政健全化に努めなければならない厳しい財政状況であるとのことでありました。

次に、財政分析等の説明があり、経常収支比率については、財政構造の弾力性を判断する指標の1つで、法定普通税や普通交付税など経常一般財源等収入が、人件費、扶助費及び公債費のような経常的経費にどの程度充当されているか、その割合によって財政構造の弾力性を見ようとするもので、この割合が低いほど財政構造は弾力的に富んでおり、75から80%あたりを超えると、財政構造上、弾力性を失うことになるということです。

平成28年度の経常収支比率は112.7%で、前年度(113.6%)より0.9ポイント改善しておりますが、適正とされる数値を40ポイント近く上回っており、現状のままでは社会経済や行政需要の変化に適切に対応できない状況にあるとのことです。

府内の町村平均93.1%と比べ20ポイント上回っているのは、人口1万7,000人の町で、消防、ごみ処理などを単独で運営していることや、シビックセンターの整備による公債費、維持管理費が大きい負担となっていることが要因であるとのことです。

続いて、健全化判断比率につきましては、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに黒字のため数値としては計上されておらず、実質公債費比率は19.3%で起債許可団体基準18%を上回りましたが、平成29年度にシビックセンター整備事業債の大半が償還完了することから、30年度以降、比率は大幅に減少する見込みであるとのことです。

なお、将来負担比率については、地方債の返済を着実に実行しているため数値は年々改善しており、基準内となっている。公営企業における資金不足比率については、現時点では問題ないとのことであります。

続いて、10カ年の財政収支見通しについて、本年3月の予算委員会において示された収支見通しの時点修正を基本に説明がありました。

10カ年の中で、平成30年度には財政調整基金残高が最も少なくなり、厳しい状況が見込まれるが、その後は基金の積み上げができる見通しとなっている。

また、個々の見直しについては、普通交付税が減少傾向で4,000万円の減少を見込むとともに、計画上、クリーンセンター長期包括管理委託経費や認定こども園への移行に係る効果額についても見込ませていただいているとの説明がありました。

次に、今後の健全化判断比率については、いずれの指標も基準を超えていることはないとのことで、本町で最も気になる実質公債費比率は、20%を超えない見通しであるとの説明でありました。

その後、各委員から熱心な質疑応答や、これからの町政運営に反映されるよう、意見、要望が出されていますので、審査の詳しい内容につきましては、各会派にご配布しております委員会の記録をご参照願いたいと存じます。

討論で各委員から出されました意見と要望であります。まず、前田弘委員は、平成28年度一般会計、各特別会計決算を、呈祥会からの意見を申し上げます。

アベノミクスの成長戦略は成熟していなく、2%の物価上昇で経済上昇を狙ったが、狙いどおりには進展しない。

本町も、税収上向きとはならず、財政課長も決して楽観できる財政状況ではない、との発言もありました。入るを計りて事を進めなければならない。本町も1万8,000人弱程度の人口で、ごみ焼却、水道、消防と単独で事業をしている。このような金のかかる事業は広域で進めるべきで、いつまでもバブル経済延長のような考えで、切りかえができていないのではないかと。

経常収支比率112.7%で、この状態の財政では住民サービスを提供することが困難な状況となっている。

公共は、民間企業とは違い、赤字の部分で急ブレーキで停止できない部分もありますが、広域事業は早急に事を進めるのが肝要である。理事者も消防、ごみ焼却場等の事業の広域化を喫緊の課題と捉え、不要不急の歳出削減が最優先されることは言うまでもありません。将来を見据え、事を進めていただきたいと思います。

以上をお願いし、平成28年度一般会計、各特別会計、水道事業会計を認定いたします。

次に、三宅委員でございます。

平成28年度の一般会計特別会計歳入歳出決算書について意見申し上げます。

歳入につきましては、上下水道におきまして、取り決めによらず現場判断で延滞金や督促を行っていなかったことや、不納欠損を残しているなど税の取り扱いについて、公平性の観点より疑義を生じさせる部分が見受けられました。

情報公開が当たり前の社会で、住民の指摘を受ける機会が今後ますます増加していくことが予見されます。この一部分であります、それを改善しないと町全体の税の取り扱い全てにおいて、同じような取り扱いをしているのだろうと不信感を抱かれるとしても仕方ありません。

まだまだ続く厳しい財政状況におきまして、平成30年度予算編成に向けては、公僕という認識をいま一度再認識され、公平公正な内容としていただきますよう、まずよろしくお願いいたします。

また、実質赤字が発生することが予見されますが、できる限りゼロに近づけて厳しい状況を乗り切り、将来の見通しをよりしっかりとつけてください。そのため職員一人ひとりが心を一にして歳入歳出について我が事と捉えて考えてください。

歳出につきましては、議会議員の本来の一番の業務は行政のチェックでございます。そのチェックする絶対量が広域化や民間委託により減少する中で、平成31年4月には町議選が予定されております。住民の皆様は納得いただける議会のあり方として、議会だよりの発行を皮切りに議論をより活発化していただきまして、議会改革及び議会費の有効な執行につながるよう努めてください。

認定こども園の開設に向けては、時間は限られていますが、子どもたちの安全はもちろん関係各位がけがや事故がないよう、町民がどこよりも選びたい、そして満足できるこども園として、公立保育所からしっかりとバトンパスできるようにしてください。卒園児の1人としても切に願います。

バスルートの延伸につきましては、高齢者の外出意欲を高め介護予防につながるように着実に進めてください。

DV・虐待対応につきましては、妊婦の段階よりしっかり目が届く、小さいからこそ忠岡町が今後もその強みを生かし続けてください。

学習環境については、教育こそ一番の貧困対策であるという理念があります。私は、それこそ小さい忠岡が今後忠岡であってほしいと思われる強みであると思います。ニーズをしっかりと掘り起こし、エビデンスを基に未来へつなぐことを意識し、時代の変化に柔軟に対応して行ってください。

ごみにつきましては、クリーンセンターの包括業務委託が明ける来年度末において、来年度が契約に本腰を入れる年でございます。金額が庁舎と同じく、大きな金額を将来にわたって取り扱う契約であるという認識で、最大限、周辺市を含めた情報収集と議会への緻密な情報提供を行い、疑義をできる限り少なくする意識で取り組んでください。

今回より、成果報告書がよりわかりやすくなりましたこと、うれしく思います。ただ、



この状況に満足せず他市町村を参考にし、できる限り報告書としての内容の厚みをより増していただきまして、町民全体にとってわかりやすい内容となるよう、より昇華されることを望みます。

国保会計につきまして、今年度が主になって町が行う最終年度です。大阪府への統合をスムーズにさせていただくことと、町としてもできる限りのご配慮を願います。

最後になりますが、役所職員の1人当たりの生産性向上についてしっかりと高めていただくべく、働き方改革が本懐の意味で果たされますよう、職員一人ひとりの肉体的だけでなく精神的健康にもご留意され、職員相互がそれぞれ職務立場を十二分に尊重、理解され、小さな役所であるからこそ行き届く、強いチームワークが発揮され、それが住民サービスの向上へつながる場づくりに努められますようお願いいたします。

特に住民に向けては、いつ、誰にどのようなことを尋ねられても、しっかりとした根拠を持って答えることを常に意識し、たとえそれが議員であってもなくても同じような気持ちでしっかりと答えることができるよう、公平公正な忠岡町職員として対応してください。町民は神様ではありませんが、我々の本当の雇用主でもあります。その雇用主という意識をしっかりと見据え、忠岡を守り変えるのは我々だという意識で職務に励んでください。

以上をもちまして本案を認定いたします。

次に、北村孝委員は、平成28年度忠岡町一般会計、特別会計の決算の公明党の意見を申し上げます。

歳入において個人住民税や法人税、及び固定資産税が増となったものの、歳入不足に陥ったため、財政調整基金1億8,000万円を取り崩しての852万8,000円の黒字となった。実質的には1億7,100万円の赤字であり、厳しい財政状況となっている。引き続き財政健全化に努めなくてはならない。

町長は、広域化できる事業は広域化していきたいとの姿勢と思われることから、消防、ごみ、水道事業等の広域化や、その他事業の委託に向け調査・研究し、しっかりと取り組んでいただきたい。

本決算で見られるように、し尿処理業務の事務委託で2,000万から3,000万の効果額を生み出し、国保会計においても共同事業拠出金を平成27年度から府内広域化になり、前年度と比べて1,025万5,000円の減となっている。その上でサービスの低下や住民負担の抑制に努めていただきたい。

また、少子高齢化時代にあって、平成28年度主要な施策の成果説明、特定不妊治療助成事業に見られるよう、助成を受けられた夫婦の数15組、7名が母子手帳発行、6名が出生の成果・実績である。まだまだ潜在的な不妊に悩んでおられると思う。治療費も高額なことからも治療を受けることを諦めている方もいらっしゃると思います。

人口減少化が進んでいる中、助成額の拡充を要望し、財政健全化に向け職員皆さんの鋭

意、努力に期待し、本決算を認定いたします。

以上です。

次に、是枝綾子委員は、日本共産党の意見を申し上げます。

安倍内閣の28年度の予算では29年度4月からの消費税10%への増税を前提としていましたが、アベノミクスで格差と貧困を拡大し、消費増税を国民に押しつけることはできませんでした。

しかし、大企業には法人税減税を実施しましたが、賃上げにも設備投資にも回らず、内部留保がふえ続けただけです。

さらに、全額社会保障に使うと言って26年度に消費税を5%から8%に引き上げを強行しながら、年金の給付水準の据え置き、入院給食費の負担増、消費増税に伴う福祉給付金は半減、子育て給付金は打ち切りとなりました。さらに、社会保障の自然増を毎年5,000億円に抑え込むという安倍内閣の路線のもとで、小泉内閣以来10年ぶりに1%診療報酬を引き下げました。

一方、軍事費は4年連続で増加し、5兆円を超えました。

軍拡のしわ寄せで、教育、中小企業、地方財政など暮らし関連の予算が軒並み前年度比マイナスになりました。一方、大型公共事業は4年連続で大きな伸びになりました。

まさに1%の大企業・富裕層が栄えて、99%の国民の暮らしがないがしろにされた予算でありました。

このような中、忠岡町の住民の暮らしも地域経済も大変な状態になっています。法人町民税が、平成28年度は前年度よりも増ではありますが、以前までに回復はしておりません。1億7,100万円の赤字となりましたが、財政調整基金を1億8,000万円取り崩し、実質収支は黒字となりました。

28年度から地方交付税に民間委託化を単位費用に盛り込んだトップランナー方式が導入され、今年度だけでも影響は440万円あり、27年度から国によって5年間の計画を策定させられた地方創生交付金が、27年度は2,900万円あったものが、28年度からは交付されなくなり、事業は5年間継続させられるのに交付金はゼロという、まさに安倍政権は地方をつぶす方向に進んでいます。

このような中、忠岡町の28年度決算では、経常収支比率が112.7%という依然厳しい財政状況であります。類似団体などと比べても起債の返済である公債費と委託料などの物件費が本町は突出しているということも明らかとなり、今回の決算ではこの点を重点に見てみました。

このような厳しい財政状況の中でも、新規事業として、防犯対策としての地域見守り活動、発達障がい児の親のサポートのペアレントサポート事業、忠岡小学校の教室にエアコンの設置、小学生に基礎学力をつけるためのあすなろ塾、中学校給食のための町単費の栄養士の配置などが新たに実施されました。また、災害時の食糧の備蓄をふやさされ、中小企

業の融資の利子補給、英語教育の推進、漁業の振興、年少扶養控除廃止に伴い負担軽減のみなし保育料の経過措置もとられ、負担の軽減にも努められました。救急救命士も1名増員されました。

また介護保険では、申請の窓口でチェックリストを使用しないことや、総合事業で現行相当サービスで維持されております。

ということで、その議論の中で、審議の中で、待機児童が、28年度の4月1日ではゼロでありましたが、年度途中で待機児童が4名となりました。そのことに対して来年度に保育士の1名の採用と看護師の1名採用をするということも表明をされました。

福祉バスの増便や土日の運行ということも求めましたが、そういったことについての検討も考えていくということでありました。

子ども食堂については12月から実施をされるということも明らかとなりました。

水道の広域化の住民説明会を求めたところ、説明会の開催も約束されました。

また、副町長も検討されていることや、住民との協働を進めていくということ、また、おこなっている子ども医療費助成の年齢引き上げを、早い段階で実施していきたいということも表明されました。

一方、幼稚園の保育料の値上げ、国保料の賦課限度額の引き上げが行われており、また、高い上下水道料金の引き下げや国保、介護保険料も引き下げを求めます。

国保の広域化については、都道府県化については、国保料金の引き上げにならないよう努力を求めます。

忠岡東幼稚園のリズム室にエアコンの設置を求めます。

クリーンセンターの長期包括は、平成31年3月で終わるので、31年度からは長期包括はやめるべきであります。随意契約の手続をきちんと踏むよう、特にクリーンセンターなど廃棄物清掃関係については改善を求めます。

入札制度の改善ということで、予定価格の事前公表を強く求めます。

プライバシー権を侵害し、犯罪の危険性もあり、住民には余りメリットがない、町の職員には事務がふえてしまう、こういったマイナンバーの実施は中止を求めておきます。

以上、意見を申し上げまして、2016年度の決算を是認いたします。

以上が各委員の意見でありました。

本特別委員会としては、平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに忠岡町水道事業決算の認定について、一括採決いたしましたところ、全会一致により原案のとおり「認定すべきもの」と決した次第でございます。

最後に今回の審査に当たっては、2日間を通じて多岐にわたり質疑が展開されました。しかもその多くは、強い要望、意見、指摘として出されました。

したがって、厳しい財政運営が続く中ではありますが、理事者におかれましては、指摘事項等を十二分に踏まえ、本町財政の効率的運用を図りながら、財政健全化に向けて

より一層取り組みを強められたいこと、また住民サービスの維持向上にも鋭意努力を傾注されますよう、あわせて強く要望いたしまして、決算審査特別委員会の委員長報告とさせていただきます。

平成29年12月14日

決算審査特別委員会委員長 藤田 茂

以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

報告は、以上のとおりです。

ただいまの委員長報告に対するご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより日程第5 認定第1号 平成28年度忠岡町一般会計及び各特別会計歳入歳出決定認定について、並びに認定第2号 平成28年度忠岡町水道事業会計決算認定について、以上2件一括して採決いたします。

委員長報告どおり認定することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、本件は、決算審査特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

今般、専決処分いたしましたのは、平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第3号）でありまして、9月28日付けをもって処分した次第であります。

今回の補正予算額は、710万円で、これを補正することにより、予算総額は64億8,126万8,000円となります。

歳入につきましては、第14款 府支出金で、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金710万円を計上。

歳出につきましては、第2款 総務費で、投票管理者等報酬66万1,000円を計上、投開票事務従事者手当201万1,000円を計上、管理職員特別勤務手当36万3,000円を計上、臨時職員賃金26万4,000円を計上、ポスター掲示場提供者報償費3万円を計上、職員旅費2,000円を計上、文具等消耗品59万5,000円を計上、燃料費5,000円を計上、食糧費6万3,000円を計上、印刷製本費5万1,000円を計上、郵便料91万8,000円を計上、電話使用料6万円を計上、入場整理券作成業務委託料6万7,000円を計上、選挙公報配布等委託料75万4,000円を計上、自動車借上料8万6,000円を計上、投票分類機リース料109万円を計上、木材等3万円を計上、選挙用備品購入費5万円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(なし)

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第3号））について、採決いたします。

原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第7 議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員 亘瑠璃子氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、社会実情にも精通し、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第41号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第8 議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員 吉田幸代氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、社会実情にも精通し、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第42号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第9 議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題



といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本町人権擁護委員 正木啓史氏は、平成30年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き、同氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、社会実情にも精通し、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長(和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長(和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長(和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長(和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第43号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第10 議案第44号 忠岡町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第44号 忠岡町公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

本町公平委員会委員 岩崎幸志氏は、平成29年7月31日をもって任期満了となりましたので、改めて同委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

同氏は、人格、識見ともに優れ、適任者と思われまますので、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第44号 忠岡町公平委員会委員の選任について、採決いたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり同意することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第11 議案第45号 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会設置条例の制定についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第45号 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会設置条例の制定について、ご説明申し上げます。

本件は、忠岡町クリーンセンターの長期包括整備運営管理事業が平成30年度に終了するにあたり、当該委員会を設置し、新たな受託事業者の選定及び選定に関し必要な基準等を定めるため、本条例を制定するものでございます。

どうぞよろしく、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今回出されています忠岡町クリーンセンター整備運営委員会設置条例の制定について、お尋ねいたします。

整備運営委員会は平成19年、10年前にも設置をされました。当時の委員会では10名が構成されておりました。メンバーは、学識経験者、また自治会連合会、商工会、労働者協議会等10名の方が入っておられるわけなんです、この中に環境保全審議会のメンバーであった3人の議会議員も入っておりました。私もその1人で行っていました。

この委員会では10年の長期包括の計画案について、多くの議論がなされました。今回なぜ議会議員は入っていないのかについてお尋ねしたいと思います。担当部長よりお願いいたします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

お答えさせていただきます。

今回、委員構成において、今般議員が入っていないというご質問でございます。今回は当該委員においては委託事業者の選定等も行うことから、利害関係上、議会議員の選定を行わないといたしました。なお、他の団体における同様のごみ処理施設の検討委員会を参考といたしました。構成委員につきましては議会議員の選定がされていないことが一般的でございますようで、つきましては今般の委員会の進捗状況等につきましては逐次議員の皆様にご報告させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

6 番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6 番（河野 隆子議員）

今、担当部長より利害関係という言葉が出ましたが、本来議員というものは利害関係があつてはなりません。それは当然のことです。しかし、そのようなことをおっしゃ

られては、大変私たち議員、ここにおられる方も非常にそれは失礼ではないかというふうに思います。議員は住民から選ばれております。住民が参加できないところで住民の意見や要望、こういったことを言うことができます。反映させるためにも議員は入るべきではなかったかというふうに思います。

また、委員にも公募で住民の方も入ってもらうのが大事ではないでしょうか。委員は7名ではなく議員また一般公募の住民の方も入ってもらって、せめて前回のとおりの10名で構成されるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか、再度ご答弁をお願いします。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

今回の部分につきましては、前回、20年のとき炉を全面改修というような形の部分でさせていただいております。今回はその部分の引き継ぎ、続けての部分の中で、第1に学識経験者、大学の教授、弁護士、公認会計士というような形で、前回入っていただいている部分についても入っていただいております。また、住民組織といたしましては自治会のほうにお願いしております。産業関係といたしましては商工会からもお願い申し上げているところでございます。何分、今回の部分につきましては契約方式、その点が重点を置いての形になってくると考えてございますので、先ほども申し上げたとおり、逐次議会議員の皆様にもご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどひとつよろしくお願いたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

河野議員。

6番（河野 隆子議員）

ごみというものはどのご家庭でも出されております。非常に身近な問題ですので、やはり住民の方も一般公募で入ってもらい、そういったことが大切ではないかというふうに思います。そこは指摘させていただきます。

最後の質問なんですが、第2条の所掌事務であります、10年前の要綱を出していただきました。この所掌事務では、1番、整備方針に関する事、2番、募集要項、要求水準書作成等に関する事、3番、その他忠岡町クリーンセンターの運営に関する事というふうに、10年前の分は載せられております。

今回は受託事業者の選定に関する事というのが新たに盛り込まれております。前回は長期包括に向けて別に選定委員会が設置されましたが、今回、所掌事務に受託事業者の選

定に関する事、これが書かれているということはなぜなのか。長期包括の問題点は先ほど高迫議員からも一般質問で指摘がございました。長期包括は選択肢から外すべきだと、私たち議員団は考えております。

なぜこれ、委託事業者の選定に関する事が今回入っているのでしょうか。長期包括もありきということですか。それなら大変問題があるというふうに思いますが、ご答弁お願いしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

あくまでこの委員会において協議をしていただくと、いろいろなパターンがございますと考えておりますので、全く白紙の状況でございます。何々ありきというような形では考えてございません。また、その中で弁護士の先生については契約について見ていただく。また、公認会計士につきましては企業さんの提出されてきた書面について確認していただくと、役所の職員ではなかなかできないようなところも見ていただくような形で、今回選定しておりますので、ご理解のほどひとつよろしくお願いたします。

6番（河野 隆子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

もうこれ3回目、超えていますので。

6番（河野 隆子議員）

だめですか。質問でなくて意見だったらいいですね。一言。

議長（和田 善臣議員）

端的に。

6番（河野 隆子議員）

入札であれば弁護士さんとか、そういった方が入らなくても大丈夫だと思うんです。そういった方がメンバーに入ってくるというのは、長期包括も見据えてということではないでしょうか。それに対しては強く抗議したいというふうに思います。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

7番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

1 点だけ。河野議員の質問の中で、選定に対し利害関係を考慮し入れていないということだったんですけど、その利害関係、利益相反等につながることであると思うんですけど、その利害関係という、その定義自体は何か考えておられますか。例えば何親等以内の親族が、要はこの1から4、要は業者さんとか、名簿登録されている業者さんの株主等ですね。法人代表名簿等に、今度選出される方たちのうち何親等以内の親族がそこにいないとか、そういう身体チェックとか、前提となるそういう定義というのは何か考えられておられますか。あるのか。すみません。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

申しわけございませんが、その辺については特段考えてございません。ただ、そういう部分があるようであれば担当部署とも協議していきたいと考えておりますが、ここに載せさせていただいた部分で、明確にこういうイメージがあるというような形では載せさせていただいておりません。

7 番（三宅 良矢議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

三宅議員。

7 番（三宅 良矢議員）

億単位の仕事にもつながっていきますので、こういった形での公明正大さというものをできる限り担保していただきたいということでお願いいたします。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

先ほど部長さんがお答えになった利害関係者の話については、三宅議員もお話になりました。過去の記録を見ても、それからモニタリング委員会の活動の記録を見ても、住民の立場から積極的に意見を述べている多くは議会議員であることは部長さんもお存じですね。つまり、そこをシャットアウトするということは、そうした声は聞かない、もしくは出してほしくない、そういうふうな受け取られても仕方がないですね。

専門的な公認会計士さんであるとか弁護士さんであるとか、その立場からの意見はおっしゃっていただけたらと思います。しかし、住民の目線で、こんな高い工事をしていいのか、もっと無駄なところは削るところはないのか、そういうふうな立場で意見を言う住民

の目線で物を言う、もしくは言ってきた実績のある人たちを外すというふうなやり方は、私はいろんなお声を聞いて、今から白紙で物をつくっていきたいというところのされる仕事ではない、このことははっきり申し上げておきます。

それで、報告は議会にするとするけれど、報告だけでしょう。その委員会で決まったやつを議会に報告して、意見を上げて、変えるということはお考えなんですか。それも含めた議会への報告だということであるのかどうか、お聞きをさせていただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

今、高迫議員からのご指摘、多分モニター委員会の中のお話を言われているんだと思いますが、ここでまた委員会での私の答弁と同じような形になりますとまたここで話がややこしくなりますので申し上げますが、その内容にそぐわない意見のやりとりで時間を取っているように私は見受けられます。

何も議会の議員さんを排除するというような形ではございませんが、その協議する中で要綱なり決め事がございます。その決め事に沿っての議論であれば幾らでもしていただければいいと思うんですが、何分今のモニター委員会の中での協議について、議員さんから出ている部分については、そういうものではないように私は思います。

ですので議員さんを外したというわけではございませんが、今回の部分につきましては契約重視、当然この10年間の長期包括の部分についての協議もあると思います。その中でどのような形で今後契約していくか、入札に持っていくのか、随意契約にするのか、その部分についてこの委員会で協議していただくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

11番（高迫千代司議員）

肝心なことを答えてください。私、質問しています。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長、どうですか。答弁できますか。

11番（高迫千代司議員）

議長、これ、2回目にカウントしないでください。1回目に質問に答えてくれてないんやから。私が聞いたのは、まず結論から申し上げたら、議会に報告するというけれどね、その報告は単なる報告ですか。議会で論議して、その中身が変わって、委員会にまた入っていく、そういうふうな報告のあり方を考えておられるのか、このことをお聞きさせていただきました。これが答えていただけない質問です。



もう一つは、私、モニター委員会のことだけ言うたんと違うでしょう。10年前の当時の委員さんの発言の多くは議員さんであったということを申し上げているんですよ。そのとき私、入っていませんけど。そうしたことも踏まえて、ちゃんとよく意見を言ってくれる、住民の立場から物を言ってくれる人を採用をなぜしないのかということを知りたいんです。だから、ちょっと筋違いなことをお答えいただいているなと思っています。

それともう一つはね、モニタリング委員会の話でいえば、まあ言うたら軒野部長さん、プロですよ。そのプロが、クリーンセンターの運営に関して多少違うことを言われてもちゃんと誠意をもって答える、それが部長さんの仕事ですよ。「この範囲でしか協定は決まっておられませんからこんな話してもろたら困ります」なんて、逃げたらあきません。あなたはのためにそこに部長として座っておられるプロの役場の公務員なんですから、やっぱりモニタリング、その狭い範囲に限定したことだけでしか発言させないのではなく、クリーンセンターにかかわることで疑問があればお答えします、こういうふうにしていただくのが本来、軒野部長さんのお仕事だというふうに思っております。

それで、わからんことがあったら後ろにはちゃんとコンサルも控えております。事業者も控えております。いろんな角度からお答えできる人がおるわけですから、それはちゃんと答えていただくのが当然だと。いろいろ言われて面倒だから、切っ飛ばすというふうなことではないとは思いますが、していないとは思いますが、今のご答弁を聞いておいたらそのように聞こえてならんのです。

ですから、本来はもっと大きくどーんと構えて、「さあ聞いてください。私らに秘密はありません。答えるスタッフもおります」ということでやっていただくのが軒野部長さんのお仕事です。私はそう思っていますから、これからはいろんなことは住民の疑問として聞かせていただきたい、このようには思っています。ただ、この委員会の問題でいえば、やっぱりちゃんとそうした声を聞いていただけるように、いろんな意見を持っている方、もしくは公募の方も含めてちゃんとしてもらうということが一番大事だろうというふうに思っています。これは申し上げておきます。

質問については、先ほどの議会への報告はちゃんと委員会へフィードバックして生かされていくかどうか。この点について聞いてますので、これはまだ1回目の質問として補足していますのでお答えください。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員、その議会への報告の件、1点でよろしいでしょうかね、答弁は。今言われた議会への報告の件、その1点でよろしいでしょうか。

11番（高迫千代司議員）

はい。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

議会への報告をさせていただいて、そのご意見も聞かせていただくということでご理解いただきたいと思います。もう一つきっちりとした、そういうふうな形の部分というのはイメージ的に私の頭の中では今のところありませんでしたので、そういうふうな形の部分につきまして、これからスタッフとも協議させていただくということでご理解いただきたいと思います。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

せっかく議会に報告いただくんですから、出た意見についてはその委員会でも積極的に生かしていただきたい、このことは強くお願いをしておきます。

そこで本題の質問に入ります。今回は、この委員会で長期包括の総括をされる、10年間の総括をされるということですから、ちゃんとやっぱり見ていただきたいと思っています。これは午前中の質問でも申し上げました。やっぱり役所から見てありがたいな、便利やな、こういう観点からだけ見るのではなく、こんなにお金をかけて大丈夫なんだろうかと、もっと安く合理的で、住民から見てこれはちゃんとやっていたらいいなと言えらるような目線も含めて、ちゃんと総括に当たっていただきたい、これは思っておりますので、ぜひ効率的で無駄のない審議をしていただきたい。これはお願いをしておきたいと思うんですが。

中でも一番大きな問題は何かと言うたら、この問題は7億5,000万円の大規模改修にあるというふうに思っています。それをここに入れるか入れないのか、この点については徹底して論議をしていただきたいと思うんです。なぜなら前と条件が違うんですから。どこが違うかというたら、前の炉は環境装置という、まあ言ったら初めて名前を聞くような会社で炉がつけられました。2年たったらその会社はなくなってしまいました。住重がバックについているからということで安心していたら、その住重もいつの間にか消えてしまって、住重環境エンジニアリングという会社、現在炉をつくり運転されている会社ですね。そこがいつの間にかずうっと出てきて主人公になった。そんな中で修理費がだんだんだんだん高くなってきた。もう20年たったころには修理費が、次の計画を出してもらったら10億円とか12億円とか、こんな計画が出てきたんですね。

もともとその炉はそんな高い値段で買っていない。それ以上のような修理費をかけるような計画を出してきたから、これはもうこのまま運転していたら大変だということにな

って、計画を変更して、広域のめどもないから長期包括でいかなければならない、こういう状況になってきたということで、私は午前中もお話をさせていただきました。職員の皆さんはそのときのトラウマがあって、「修理は高いもんや。法外な値段を吹っかけられたらやっていけない」、こういうお気持ちがあるから長期包括でやっていこうか。長期包括でやるんやったら7億5,000万も中へ入れてやっていったら安定的に動かしていけるのではないか、このようにお考えかもしれませんが、やっぱり高いんですよ。高い値段の使い方についてはもっと徹底して検証してもらおう、これが大事だと思っています。それが今度の炉やったらできると思っているんですよ。

それが、20年、今から言うたら28年前の炉ですね。それについては相当質が高くなかったと、これはその反省の上に立って長期包括の検討委員会、随分やっていますから、そんな中で、もうちょっとまともなものをつくろうということで作っていただいているはずなんです。だから前の炉のように修理代がどんどん膨れて、10億だ、12億だというふうな修理代がかかるような機械でない、そんなええ加減なことはしていないというふうに私たちは思っています。うなずいておられますね。

そうであるならば、それは31年に7億5,000万という莫大なお金をかけて、大規模改修が絶対に必要かどうか、これは徹底的に検証をしていただきたいというふうに思っているんです。でないと7億5,000万もかけたらね、午前中も申し上げましたように、今から20年使えるんですよ。そんな機械をあと5年で、頑張っって部長さん、広域に入ろうとして今交渉してくれてはるんですね。あと5年じゃないですね、あと6年3カ月です。やってくれているその行動を一生懸命やってもろたら5年で済むわけですから。あとの修理代は31年から1年間は、今やっているメーカーが責任を持ってくれますから、あとの4年間だけです。4年間の修理費が7億5,000万かかるはずがない。そうすれば、そうした運転をしていったほうが忠岡町全体、無駄なお金を使わなくて利益が上がると、私たちはこういうふうに思っておりますから、ぜひ最少のお金で最大の効果が出るように、これは取り組んでいただけるというふうに思っております。だから、そういう視点もこの会議も臨んでいただけるのかどうかということがお聞きしたい第1点です。

もう一つは、それをチェックするという点については、いつもここで話していただきましたが、「忠岡町に技術者はいない」、「検証がしにくい」、こういうお話をされています。しかし、私らの目から見たら、軒野部長さんは課長さんの時代からずっとこの問題にかかわってきて、忠岡町で一番の権威ですよ。十分な見識はお持ちだというふうに思っています。そこで、この忠岡町の、その見識を補佐する仕組みとしてコンサルというものがあるというふうにも思っています。そのコンサルが、私の知り得る限りは環境技術研究所というところしか名前は聞いた覚えがないんですけどね、ほかのところのコンサルで今の状況を見てもらったり点検してもらったりしたことはあるでしょうか、これが2点目です。よろしく願います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

まず初めの部分でございますが、先ほどから申し上げているとおり、まだ白紙の状況でございます。その中でどういう形でいくかというのを協議していただくということでご理解いただきたいと思います。

2点目の部分につきましては、確かに先生言われるとおり、環境技術研究所が入札においてずっと取ってきていると事実がございます。あくまでこれについても入札という形の部分で、その業者さんが一番安い金額で落とされているということでございますので、その辺もひとつよろしくお願いいたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

常に午前中から一貫して「白紙だ」というふうにおっしゃっておられます。しかし、この間ずっとクリーンセンターにかかわってきたスペシャリストである軒野部長さんが、全く白紙で代案も何もなしに、こういう10カ年の見通しの試算が出てきたり、それからこの委員会でもいろんな、先ほどから河野議員も述べましたが、何か長期包括ありきのような仕組みがつくられている。この点については非常に疑問を持たざるを得ないのです。

だから長期包括でないというのであれば、それはちゃんとそういう仕組みをつくって、両論出してもらって、それで住民目線を見てどっちがいいんか、それをちゃんと判断していただく、議会への報告とその意見をちゃんと吸い上げていただく、フィードバックしてもらおうという、そういう仕組みもちゃんとつくっていただきたいと思うんです。単なる報告会で終わりました、お話は聞きましたが、委員会は委員会で別にやっていますなんてなことにならないように、ぜひこれはお願いしたいと。でなければ、幾ら白紙だと言おうが長期包括ありき、そんなことをすればもうかるのは業者だけです。住民はまたそちらにお金を取られて、財政健全化で苦勞せないかん、こんなことがあってはならんというふうに思っているからです。これはぜひそのための、そういうふうな仕組みも含めて、中で練っていただきたい、お考えもいただきたいというふうに思っています。

もう一つは、環境技術研究所、私らが知り得る限り忠岡町にとって有利な仕事をされてきたというふうには思っていない。まず現在つくって運転している炉ですね、これは当初、環境技術研究所がつくってきた資料はどうであったかというたら、従来どおりの炉を

2本つくって、そして長期包括で運営していく、こういう計画でありました。私たちは、お金がない忠岡町がわざわざ何で2本つくるんやということやとずっと議会で取り上げてきました。それは、ただ単に1本にしたら安くなるということだけで申し上げたわけではありません。現に岬町で、2本ではなく1本の炉で20年間ちゃんと動いて働いている。特にトラブルはない。そのように現地まで行って我々見てきまして、その上でこの問題を取り上げてずうっとお話をさせていただいておったんです。しかし、環境技術研究所の資料は2本の炉で、もちろん建設費は高くつきます。現在の忠岡が払っている3億5,800万以上になるでしょう。そうした費用を忠岡町に提示して出してきたのが環境技術研究所です。

まだあります。し尿処理場をどうしようかということやと考えると、このときも環境技術研究所が忠岡町の委託を受けて提言を出してきたんですよ。値段を見てびっくりしましたよ。「こんな高いものを忠岡町が、し尿の処理のためにお金をかけるんか」というぐらいの計画を出してきたんです。それをやりましょうと。そんなことをしたらつくる業者がまたもうかるだけです。これは幸い、和田町長の積極的な取り組みもあって、泉北環境で見てもらえるようになったから、それは必要なくなりましたけどね、これがもっと時間がかかっていたら、「今の機械がつぶれます。どうしましょう。この高いやつ進めましょうか」と、こんな話が現実になってきたと思うんです。これも環境技術研究所が忠岡町に対して出した高い計画です。

まだあります。モニタリング委員会でね、これはもう何度もお話しさせていただいていますが、第1回目にユーティリティでごみの量が10%減ったと。みんな委員の皆さん喜んだんですよ。「これで400万、500万返ってくる」と言うてね。そのときに、後から「あれは実は担当部長の間違いでした」と、こういうことでお金は返ってこなくなりました。

だけど、そのときにその間違いを知っていた人が、あと2人というか2つの事業所がおるんです。モニタリング委員会にかける前に運転している住重環境エンジニアリングと松和メンテナンス、ここの企業体、それから環境技術研究所、そして忠岡町、この三者が事前に話し合いを行っているんでしょう。だから今度の結果はどうなりました、だからこういうふうな結論が出ます、これを先に話し合っているはずですから、たとえ当時の部長さんが間違っても、あとの2社は知っています。利害関係がそれこそある業者は言わなかったかもしれませんが、本来このコンサルが言うべき立場にあるんです。技術的な援助、そのために忠岡町からお金を出しているはずでしょう。そういうふうなこともまともにやらない。やらなかったことを後でいろいろ話が出て、頑として当時の担当者はその非を認めませんでした。そういうふうな会社が環境技術研究所だということは、私たちはそのいろんな具体的な事例でもって本当にここに任しておいていいのかなと。これが軒野さんが忠岡町のスタッフを支える技術的なアドバイザーだということになったら、忠岡町の財政

に損を与える、そう思っています。ですから、これをほかに変えてみるという選択肢もないんでしょうか。

例えば、お医者さんの場合でも、1カ所の診断やったらもう一つうまいこといかなんと、「どうしましょうか」と言って、「なかなかうまいこといかなのです」と言ったら、「セカンドオピニオンという方法がありますよ」とよく言われます。忠岡のこのクリーンセンター、焼却炉も動かしてきたところと同じ、チェックするところも同じ、ずうっとこれで来てるんですよ。たまにはチェックするところぐらいは変えてみるというのも1つの方法ではありませんか。そしたらもっと発想が違って、忠岡の利益のためになることが出てくるかもしれません。来ないかもしれませんがね。だけど、そういうふうな検討が必要な団体ではないかというのは、私は過去の事例からずっと思っています。ですから、その点についてもお考えをいただけないかという2点を改めてお伺いしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

確かに言われるとおり、環境技術研究所という会社がうちのクリーンセンターの部分についてずっと入っております。先生が言われるように、私も25年から座っているもので、もうここで4年目になります。スペシャリストというような形でお褒めいただいているんかもわかりませんが、なかなか技術的な面についてはわかりかねます。その部分が多々ありますので。どちらにしる今回の部分につきましても入札という形で、入札担当部署が業者選定して、そこで入札をかけていくわけでございます。その中で一番安い金額の業者さんが取られるというような形がございます。

もう一つの部分につきましては、クリーンセンターの大規模改修をやられて、その部分について、今回10年の契約が満了して、次の形をどういう形でいくんか。当然、町長の意向の部分について、広域の泉北環境のほうとも勉強会を開かしていただいて、その中でその芽も探しているわけでございます。また、今回これを立ち上げて、その中でこれからどういうふうな形で契約をしていくというようなものをそこでもんでいただくわけでございますので、初めの一步をここから進んでいくというような形でございます。先生方からのご意見も聞かしていただきまして、担当部署とも協議させていただきたいと考えていますので、よろしくお願いたします。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員、これで3回になっていますので、端的にお願いします。

1 1 番（高迫千代司議員）

その前に、1 回目の質問に答えてもろてないんでね。それを答えてほしいなと思っているんです。

議長（和田 善臣議員）

1 回目の質問はどんな内容でしたか。

1 1 番（高迫千代司議員）

議会は報告会ですかというやつ。

議長（和田 善臣議員）

議会が報告を受けるだけかということ。

住民部（軒野 成司部長）

スタッフとも協議させていただくという答弁をさせていただいたと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1 1 番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

1 1 番（高迫千代司議員）

議会議員を今度に限って外すわけですから、その外したということはやっぱりちゃんと、報告だけではなしに、そこに出た意見、それから改善点が出てくればちゃんとこの委員会でも生かしていただく。これは外した者の責任としてちゃんと取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一つは、入札という、これが大義名分になるんですけどね、この間入札でずうっと環境技術研究所が入ってきています。だからこの点についてはお考えいただいて、同じところでチェックさせていいのかなと。これは本当に今までの例から見て真剣に考えてほしいと思っているんですよ。それが忠岡町にとって、今まで有利な条件で仕事をしてきた業者であるかどうか、これをお考えいただいた上で、また別の観点の技術的なチェック、これも含めてやっていただくぐらいの手を打っていただかんことには、また入札で環境技術研究所が入りました、同じチェックです、業者が持ってきたものを多少色をつけて減らしただけです。こんなことにさせたらいかんと思っておりますねん。ですから、ちゃんとしたチェックができるところをもう一つぐらい入れて見てもらわんことには、今までの長年の慣行でやられているようでは忠岡町の利益にはならない、このように思いますので、この点もあわせて強く申し上げておきますんで、よろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

これについて答弁はよろしいですかね。かなり範囲が広がりましたんでね、この案件についての。

他に、ご質疑ありませんか。

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

このクリーンセンターの整備運営委員会の設置に当たっての、この委員会の所掌事務についてお尋ねをいたします。

今回の全員協議会のほうで、このクリーンセンターの整備運営委員会の性格をお聞きいたしました。すると、決定機関ではないと、決めるというよりも町長の諮問的な役割だということなので、そういうものだというふうなことはわかっております。当然だと思いません。方針決定の権限がここにあるという、そんな委員会というのはちょっと大変なことだと思いますので。

それで、第2条の所掌事務の第1にある実施方針に関することというのや、2番目の受託事業者の選定に関することということではちょっとお尋ねいたしますが、これは実施の方針は2通りか3通りかありますけれども、方法として大きく分けると、単年度の委託契約でいくのか、2つ目は何年でという長期包括でいくのか、もう一つは直営で直接職員がやるという方法とか、大きく分けてこのどういった方針にするのかという案を検討していくということだと思います。そうでないと、長期包括をこの委員会では決められないはずですね。長期包括を決めようと思ったら、議会で債務負担行為を議決しなければそれはできないということになるかと思うので、やはり最終的には議会でそういった整備方針というのは決めるということではありますが、それでよろしいでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

今、是枝先生からのご質問でございますが、想定される部分に直営というのはいまありませんので、随意契約で単年度契約するか、長期包括をもう一度するか、長期契約という方法もございます。また、入札であれば一般競争入札、指名競争入札、総合型の一般競争入札というような形で、この部分につきましては入札担当部署、総務課のほうで入札依頼をかせさせていただくなり決まっていくというふうに考えております。ですので、あくまで、この中で10年間の長期包括の総括をしていただいて、その中でなおかつ長期包括がいいのであればそういうふうな形になりますし、いや、これが後、先がこういうふうな形ですので、単年度契約で行くのがいいのではないかというようなご提言をいただく場であるというふうに考えてございますので、また先ほど議員さんが言われるように、議会の議決を当然要する案件になってくると思いますので、その辺は議会のほうに上げさせていただくというような形になると思います。



5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

方針の決定、最終決定は議会にあるということでありますので、わかりました。

2つ目の受託事業者の選定に関することということでありますが、受託事業者の選定と、幅広いですね。どういう方式でいくのかということを決めて、その決定方法ですね。入札なのかプロポーザルや何やらいろいろということで、そういった方法についての検討ということであるかと思いますが、これ、どこまで含むかというのはまた今後議論してからということになりますが、実はこれを入れているということの一番大きなところで、長期包括という方法をとるということになった際に、選定委員会も兼ねるといふようなことがあるから、先ほど利害関係のある人は入れられないということ述べられたのではないかなというふうに思いますが、利害関係のある方がここに入ってぐあいが悪いというのは、ここが選定委員会を兼ねるといふことだからではないでしょうか。その点、お答えいただきたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

受託事業者の選定ということで入れさせていただいておりますが、役所の中でもいろいろな入札案がありまして、条例上は1,000万円以上の案件については総務課のほうで持っておられる選定委員会の中で業者選定するというような形になってございます。ただ、要はこういう出てくる案件の詳細について、クリーンセンターの部分の案件でございますので、専門的な知識を持っていない職員がこの業者、あの業者というような形だけではなく、その中で専門的な先生方に見ていただくというふうな認識で考えてございます。

5 番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5 番（是枝 綾子議員）

受託業者の選定に関することというのは、まだはっきりと今のところ固まっていないということなので、議論をするというのはちょっと難しい点があるんですが、やはり業者の入札であれば、指名競争入札なら指名委員会で役所のほうで指名されるので、この委員

会は直接関係はないかと思えます。選ぶ際の。

ここで、選定に関することの一番、長期包括の際にここにプロポーザル方式とか、いろいろここで選ぶということはこの委員会にさせるのかどうかというところが非常に問題になってくるかというふうに思いますので、その点については、もし選定をする場合は選定をする委員会というのを別個に、やはりもう一度メンバーを精査して考えていくということを、ぜひその点は分けて考えて、選定委員会とこの整備委員会とは分けて考えるというふうにはできないものでしょうか。それのご検討もいただけませんか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

他市町村の事例等も調べさせていただいて、そういうふうな形の部分で可能であるのであれば、また検討させていただくということでお願いいたします。

5番（是枝 綾子議員）

よろしくお願いします。

議長（和田 善臣議員）

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました、

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第45号 忠岡町クリーンセンター整備運営委員会条例の制定について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は午後3時15分からです。

(「午後3時07分」休憩)

議長(和田 善臣議員)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(「午後3時15分」再開)

(出席議員及び議事参与員休憩前に同じ)

議長(和田 善臣議員)

日程第12 議案第46号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長(和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長(和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

議案第46号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、本町の各実施機関における個人番号の利用範囲及び提供先について、情報連携を効率的に行うため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第46号 忠岡町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程13 議案第47号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第47号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、育児休業の期間の再度の延長ができる特別な事情の要件として「保育所等の保育の利用を希望しているが、保育所等の利用ができない場合」を追加することなどを規定するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第47号 忠岡町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程 1 4 議案第 4 8 号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第 4 8 号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取り扱いに準じ、議会議員の期末手当を年間 0. 1 月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(「あり」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

討論がありますので、これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を求めます。

1 1 番 (高迫千代司議員)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

高迫議員。

1 1 番 (高迫千代司議員)

町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案について、意見を申し上げます。

和田町長さんは現在4期目になります。しかし、1期目のときから報酬は3割カットする、退職金は全額辞退する、こういうふうなことで町政に真摯に取り組んでおられます。教育長さんも、代がわりはいたしました。現在報酬の1割カット、退職金は辞退される、こうしたことで行っております。これは取りも直さず、忠岡町が財政が厳しく、住民の皆さんに財政健全化という名前でさまざまな施策が後退をしている、いろんなご不便をおかけしている、こういうもとでこうした施策がずっと継続されているところです。幹部職員の皆さんも手当が5%カットされています。これもやはり同じ趣旨に基づくものであろうというふうに思われます。

一方、議会についてどうかといえば、これは以前、3年間だけ5%報酬カットというものがありました。それを除けば何一つ、みずからこうした痛みを分け合うというふうなことについてやられていないところだということと言えます。

本来、忠岡町が自立か岸和田への合併か、これが問われたときに、議会としての一定の意思表示をして、全住民向けに冊子を配りました。その中には、忠岡町が合併しないで自立を選択したときには町会議員は、当時18の定数がありましたけれど、12人に削減をする、これは公約が守られています。しかし、そのときにあわせて、報酬は3割カットする、このように約束をして、全ての住民の皆さんにその冊子をお届けしました。ところが、いまだにこの約束だけが守られていない。町長も教育長も、そして幹部の職員の皆さんも、一時は職員の皆さんだって大変な報酬カットというのがございました。そして、住民の皆さんは財政健全化のもとで、不便な会館利用であるとか施策がなくなったとか苦勞をされておられます。本来であれば議会もそうした痛みを分け合う、こうした立場に立つべきであろうというふうに思っております。

したがって、本条例の一部改正は、人勸に準ずるものでありますが、こうした立場

から見れば、この分については辞退して当然ではないかというふうに考えますので、和田町長さんの提案ではありますが、反対をさせていただきたいというふうに思います。

議長（和田 善臣議員）

他に、討論ありませんか。

三宅議員。

7番（三宅 良矢議員）

反対の側から意見を言わせていただきます。

もともとこのような人勸の勧告を受けてなんですけど、もとをたどればスト権ですね。戦後の公務員のスト、特に国鉄とか警察とか警察予備隊等に対する補償としてスタートしているということで、人事院勧告制度、今では労働基本権の制約の代替措置として、情勢適応の原則にのっとり、あくまで公務員の方々に対して行われているということは、これは間違いない事実です。それを拡大解釈して議員に当てはめるということは、僕もそのやり方ということがおかしいと思っています。

そもそも期末手当などの基準を職員さんとそろえる、同等とするというような、法的な根拠とか通達とか、そんなんはないと思います。あくまで地方自治体の慣例で行っているだけであって、議会の本来ある姿ではないと考えますので、こういった報酬の面に関しては議員提案でされるものであり、上げる下げるを含めても、私はこのようなやり方での提案は反対でございますので、反対させていただきます。

以上です。

議長（和田 善臣議員）

次に、原案に賛成の討論を求めます。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第48号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第48号 忠岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例の一部改正について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（和田 善臣議員）

起立多数であります。



よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第15 議案第49号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第49号 忠岡町特別職の職員に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、特別職の職員の期末手当を年間0.1月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第49号 忠岡町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第16 議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、人事院勧告による国家公務員の取扱いに準じ、一般職の職員の給料表を平均0.2%引き上げ、勤勉手当については、年間0.1月分、再任用職員については年間0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第50号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第17 議案第51号 忠岡町職員退職手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第51号 忠岡町職員退職手当に関する条例等の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、職員の退職手当について、人事院から示された退職給付に係る官民比較調査結果及び見解を踏まえ、官民均衡を図るために設けられている調整率の改定により支給水準を引き下げることなどに伴い、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第51号 忠岡町職員退職手当に関する条例等の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第18 議案第52号 町税条例及び災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第52号 町税条例及び災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正により、法人町民税において、法人税割の税率が改正されたこと、個人住民税において、住宅借入金等特別税額控除適用期限の延長、及び配偶者特別控除に同一生計配偶者が新たに創設されたこと、軽自動車税において、グリーン化特例の1年間延長及び環境性能割が創設されたこと、固定資産税において、熱損失防止改修工事の申告方法が改正されたこと、及び、その他所要の規定の整備を図るため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第52号 町税条例及び災害による被災者に対する町税の減免に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第19 議案第53号 手数料条例の一部改正についてを議題といたします。  
事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第53号 手数料条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、大阪府から権限移譲を受け、広域事業者指導課において共同処理を行っている介護保険指定居宅サービス事業者等の指定・更新等の事務について、平成30年4月から手数料を徴収するため、本条例を改正するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第53号 手数料条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第20 議案第54号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)

町長。

町長 (和田 吉衛町長)

議案第54号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

本件は、子ども医療費の助成について、通院における対象年齢を中学校卒業まで引き上げるため、本条例を改正するものございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長 (和田 善臣議員)

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長 (和田 善臣議員)

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより、議案第54号 忠岡町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長 (和田 善臣議員)

日程第21 議案第55号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

(事務局長：議案朗読)

議長 (和田 善臣議員)

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 (和田 吉衛町長)

はい。議長。

議長 (和田 善臣議員)



町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第55号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、4億5,830万6,000円で、これを補正することにより、予算総額は69億3,957万4,000円となります。

歳入につきましては、第13款 国庫支出金で、自立支援給付事業負担金1,665万円を計上、児童発達支援事業負担金1,270万円を計上、社会保障・税番号制度システム改修補助金445万2,000円を計上、障害者自立支援給付支払等システム改修補助金38万9,000円を計上、次世代育成支援対策施設整備交付金1,027万2,000円を計上、第14款 府支出金で、自立支援給付事業負担金832万5,000円を計上、児童発達支援事業負担金635万円を計上、保育所等整備交付金1億3,832万8,000円を計上、認定こども園施設整備補助金4,860万1,000円を計上、子ども・子育て支援整備事業交付金415万4,000円を計上、平成30年住宅・土地統計調査単位区設定交付金11万9,000円を計上、第16款 寄附金で、ふるさと忠岡応援寄附金3,000万円を計上、第17款 繰入金で、財政調整基金繰入金6,525万円を計上、水道事業会計繰入金55万4,000円を計上、第19款、諸収入で、前年度後期高齢者医療保険定率負担金精算返還金526万2,000円を計上、第20款 町債で、認定こども園整備事業債1億690万円を計上。

歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整額を各款に計上しております。その他につきましては、第2款 総務費で、財政調整基金積立金3,000万円を計上、社会保障・税番号制度システム改修委託料335万5,000円を計上、子ども医療費助成制度対象者拡充に伴うシステム改修委託料85万9,000円を計上、障害者自立支援給付支払等システム改修委託料77万8,000円を計上、ふるさと忠岡応援寄附金謝礼320万円を計上、寄附証明書等送付用封筒印刷代5万4,000円を計上、寄附金礼状及び寄附証明書送付料12万2,000円を計上、寄附金返礼品発送等業務委託料930万2,000円を計上、時間外勤務手当47万4,000円を計上、管理職員特別勤務手当52万8,000円を計上、工業統計調査等調査員報酬9万4,000円を計上、工業統計調査等時間外勤務手当1,000円を計上、工業統計調査等賃金2,000円を計上、調査員費用弁償7,000円を計上、職員旅費4,000円を計上、事務用消耗品代6,000円を計上、工業統計調査等郵送料3,000円を計上、工業統計調査住宅地図等使用料2,000円を計上、第3款 民生費で、財政安定化支援事業繰出金29万4,000円を計上、事務費等繰出金35万1,000円を計上、介護給付・訓練等給付費3,330万円を計上、児童発達支援事業費2,540万円を計上、職員給与費等繰出金63万6,000円を計上、事務費繰出金74万6,000円を計上、郵便料10

万8,000円を計上、認定こども園敷地測量業務委託料169万6,000円を減額、公私連携幼保連携型認定こども園整備補助金3億826万3,000円を計上、第4款衛生費で、臨時保健師賃金137万円を計上、一般家庭ごみ指定袋作製等業務委託料356万4,000円を減額、クリーンセンター整備運営委員会委員報酬12万円を計上、食糧費3,000円を計上、ごみ処理施設保全計画等策定業務委託料103万4,000円を減額、クリーンセンター整備運営委員会支援等業務委託料868万4,000円を計上、第8款 土木費で、大津川河川公園冠水被害復旧工事200万円を計上、下水道事業特別会計繰出金16万7,000円を計上、子育て世帯等住宅取得奨励補助金270万円を計上するものであります。

次に、地方債の補正につきましては、認定こども園整備事業債1億690万円を追加するものでございます。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

衛生費や清掃費の、先ほども条例で出てきましたクリーンセンター整備運営委員会支援等業務委託料868万4,000円についてお尋ねいたします。この委託料は、先ほど条例で設置されましたクリーンセンター整備運営委員会のサポートというんですか、調査をするコンサルタント会社に委託する委託料ということでありまして。時間もありませんので短くしますが、珍しく予算の段階で4,000円という1,000円単位まで、端数まで出ているということですので、ちょっと気になってお聞きしましたら、見積もりを何社かから取られてということで、大体の予算をこのぐらいというふうにされたとお聞きをしております。

それはそうなんですかねということと、あと、この見積もりを出した事業者も指名競争入札とかで参加の対象になるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

予算を計上する場合、我々で積算、設計金額等を組んでいく部分でありまして、要は複数の業者さんから参考見積もりという形で見積もりを徴取いたしまして、それを裏づけにして予算というような形で上げさせていただいております。

今般、4,000円まで上がったというのは、そのままの見積もりの金額の形の分が入っていったというか、消費税の部分まで含んで計上したということでございます。ただ、あくまで設計金額を組むのは我々でございますので、そのときには、これはあくまで概算の金額でございますので、そういう形になると思います。

それともう1点、その業者さんが入札に参加されるかどうかと。これも全般的にその見積もりを徴取するという形になりますので、その業者さんを入れないという部分ではありませんので、当然入札に参加されるご意思があれば参加してくるというような形になってございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

概算見積もりをされたからということでもありますね。このことが公正な入札を阻害することにはならないかという、ちょっと懸念があります。例えばこの設計金額に影響を及ぼす、この数字が見えたということで設計金額に影響があるのではないか、またその予定価格とか最低制限価格、いろいろとそういったものに影響はないのかなというふうに、ちょっと心配がありますが、その点についてはいかがでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

私どもで回答させていただいたらいいんか、ちょっとわかりかねますが、予算を取るときルールとして見積もりを取るといったような形になってございますので、それに沿ってさせていただいているということで、その入札に対しての阻害になるような案件ではないというふうに認識はしてございます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

そうですね。設計金額、入札調書は担当課がつくられると思います。その設計金額の積算も担当課がつくられると思いますが、そういったところの点での影響を受けなければいいなということで、その点は厳格にやっていただきたいというふうに思います。

それで、先ほども高迫議員が質問をしておりました。いつもクリーンセンターの関係のコンサルタント会社がいつも同じ企業だということで、入札をしてもそこが最低の価格で落札をされているという議論が先ほどありました。なぜか同一会社だと、なぜかという理由がわからないけど、なぜなんだろうという、そういう。入札というのは1点の曇りもない状態にしないと、やはり公平・公正というふうに、ちょっと何か怪しいなというふうな疑義が持たれるようであれば、やはり方法を見直さなければいけないというふうに、かねてから私たちも言ってきましたが。

それで、最低制限価格の事前公表を忠岡町はやっておりません。それをこういった、いつも最低制限価格ぎりぎりとか一番最低制限でいつも落札があるんですということであれば、もう最低制限価格を事前公表するということに踏み切る1つの時期ではないかなというふうに考えますが、事前公表されるお考えございませんでしょうか。

住民部（軒野 成司部長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

軒野部長。

住民部（軒野 成司部長）

これも原課のほうで答えるべきものではないと思いますので、町としてそういうふうな方針であれば我々はそれに従うというような形でございます。

5番（是枝 綾子議員）

それでは、違う方をお願いいたします。

町長公室（原田 毅公室長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

原田公室長。

町長公室（原田 毅公室長）

その件につきましてはこれまでもいろいろとご質問いただいているかと思いますが、前回の決算委員会でも町長のほうからお答えさせていただいておりますように、今はその時期ではないのかなというように考えております。

議長（和田 善臣議員）

時期ではないと考えていますと。

他に、ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第55号 平成29年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第22 議案第56号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第56号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）  
について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、1億141万3,000円で、これを補正することにより、予算総額は25億1,545万7,000円となります。

歳入につきましては、第1款 国民健康保険料で、一般被保険者国民健康保険料現年分5,072万3,000円を計上、第3款 国庫支出金で、療養給付費負担金3,200万円を計上、過年度療養給付費等追加負担金4万5,000円を計上、普通調整交付金900万円を計上、第6款 府支出金で、普通調整交付金900万円を計上、第8款 繰入金で、財政安定化支援事業繰入金29万4,000円を計上、事務費等繰入金35万1,000円を計上。

歳出につきましては、第1款 総務費で、社会保障・税番号制度システム改修委託料35万1,000円を計上、第2款 保険給付費で、一般被保険者療養給付費5,000万円を計上、一般被保険者高額療養費5,000万円を計上、第8款 保健事業費で、保健師等賃金105万円を計上、第10款 諸支出金で、前年度国調整交付金返還金9,000円を計上、前年度府調整交付金返還金3,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第56号 平成29年度忠岡町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第23 議案第57号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第57号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、138万2,000円で、これを補正することにより、予算総額は16億1,495万1,000円となります。

歳入につきましては、第7款 繰入金で、職員給与費等繰入金63万6,000円を計上、事務費繰入金74万6,000円を計上、歳出につきましては、第1款 総務費で、社会保障・税番号制度システム改修委託料74万6,000円を計上、第3款 地域支援事業費で、この款より支出いたしております職員の給与改定実施等に伴う調整額を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第57号 平成29年度忠岡町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第24 議案第58号 平成29年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第58号 平成29年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、



ご説明申し上げます。

今回の補正予算額は、16万7,000円で、これを補正することにより、予算総額は11億4,302万9,000円となります。

歳入につきましては、第5款 繰入金で、一般会計繰入金16万7,000円を計上、歳出につきましては、人件費において、給与改定実施等に伴う調整額を各款に計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第58号 平成29年度忠岡町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

日程第25 議案第59号 平成29年度忠岡町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

（事務局長：議案朗読）

議長（和田 善臣議員）

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長（和田 吉衛町長）

はい。議長。

議長（和田 善臣議員）

町長。

町長（和田 吉衛町長）

議案第59号 平成29年度忠岡町水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、水道事業費用において、205万3,000円の増額補正を行うもので、営業費用は、給与改定及び職員の異動等に伴う調整額149万9,000円、また、会費負担金は、退職負担金55万4,000円を計上するものであります。

どうぞ、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案理由は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより、議案第59号 平成29年度忠岡町水道事業会計補正予算（第1号）について、採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定しました。

議長（和田 善臣議員）

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は午後4時25分からです。よろしくお願いいたします。

（「午後4時15分」休憩）

議長（和田 善臣議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（「午後4時25分」再開）

（出席議員及び議事参与員休憩前に同じ）

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

既に、お手元にご配布いたしております議案を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を事務局長より、報告させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

平成29年第4回忠岡町議会定例会追加議事日程について、ご報告申し上げます。

日程第 26 意見書第 7 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書の提出について

日程第 27 意見書第 8 号 要介護 1・2 の在宅サービスの「保険外し」をやめ、安心・安全の介護保険制度に充実することを求める意見書の提出について

日程第 28 意見書第 9 号 働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書の提出について

日程第 29 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について  
以上でございます。

議長（和田 善臣議員）

日程第 26 意見書第 7 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第 7 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書の提出について。

地方自治法第 99 条の規定により、若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書を提出する。

平成 29 年 12 月 14 日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

賛成者 同 河野 隆子

若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書（案）

厚生労働省は、平成 25（2013）年から今年までの 4 年間で『特例水準』の解消による 2.5% の削減、『マクロ経済スライド』の発動による 0.9% の削減、今年の 0.1% 削減など 3.5% も目減りさせました。

さらに『少子化』と『平均余命の伸び』を口実に、『マクロ経済スライド』を使って、これから 30 年余も年金を減額させようとしています。年金はそのほとんどが消費にまわります。年金減額は当該自治体の財政にも大きく影響します。

同時にマクロ経済スライドをはじめこれからも際限なく年金の減額が行われれば、低賃

金の非正規雇用で働く若者（＝将来の年金生活者）にとっても大変深刻な問題となります。昨年の臨時国会で年金受給資格期間は25年から10年に短縮され、約64万人の無年金者が年金を受給できるようになりましたが、私たちの当面の要求である毎月支給に関しては、相変わらずかたくなな態度をとり続けています。

『マクロ経済スライド』の撤回、『最低保障年金制度』の実現にも足を踏み出そうとしていません。国は憲法25条2で「すべての生活部面において、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上、増進に努める」義務を負っています。また国民年金法では「憲法25条2の規定に立って国民生活の安定が損なわれることを、国民の共同連帯によって防止し、国民生活の維持・向上に寄与する」としています。

しかし年金額の実質的低下に加え、消費税などの増税、公共料金のアップ、医療・介護の自己負担の増額、物価上昇など国民の生活は維持・向上どころか圧迫・疲弊の一途です。よって、国におかれましてはこれら、国民のいのちとくらしを守り、人間としての尊厳を守る年金制度の確立に向けて、一層の施策の実施が図られるよう強く要望します。

#### 記

- 1 年金の隔月支給を、国際標準並みに毎月支給にあらためること。
- 2 年金支給開始年齢をこれ以上引き上げないこと。
- 3 「マクロ経済スライド」は廃止すること。
- 4 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

5番（是枝 綾子議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

是枝議員。

5番（是枝 綾子議員）

提出者にかわり本意見書案の趣旨説明をさせていただきます。

この意見書案は、全日本年金者組合泉大津忠岡支部の方が陳情で持ってこられたものですが、議会運営委員会において、ある委員が「100年安心の年金のためにマクロ経済スライドは必要」と言ってこの意見書に反対したため、議員提案となりました。100年安心どころか、それはすぐに破綻したのに、いまだに言っていると思います。政府にとっては安心でも、国民にとっては全然安心ではありません。

安心して暮らせる老後は誰もが願っています。ところが、年々、受給年金額が減らされ

生活できないという声が広がり、「貧困老人」という言葉も出てきています。政府は来年度の予算案において、人口構成の高齢化などのため避けられない自然増を無理やり1,300億円カットするため、社会保障の制度がまた悪くなります。

安倍政権になって国内総生産（GDP）に占める社会保障の支出は、2013年から3年連続で減少しています。このようなことは「構造改革」と言って社会保障費カットを進めた小泉政権のときでも起きませんでした。第2次安倍政権後の5年間で1兆4,600億円もの社会保障の自然増を削減してきたわけであります。安倍政権が引き起こした異常な事態です。

しかし、このことを国会で追及された安倍首相は、「小泉政権よりも多くの伸びを抑制できたいい結果だ」と自画自賛しました。負担増と給付減で国民の悲鳴がわからない、見ようとならない姿勢はあまりにも無責任です。

そんな中、昨年末に年金カット法が成立し、マクロ経済スライドが強化されました。物価も賃金も上がったときに年金額は抑制するマクロ経済スライドの仕組みをさらに強化し、物価が上がっても賃金水準が下がった場合は年金が下がる、これが年金カット法です。さらに、年金額の抑制が翌年以降に持ち込まれる仕組みも導入されます。現在年金を受給している世代にも、将来年金を受け取る世代にも、長期にわたって影響を与える大問題です。

2019年10月予定の消費税増税強行で、物価水準が上がっても賃金水準が下がった場合はこの新ルールが発行されて、年金が下げられる可能性が大きくなっています。今でも少ない年金額が下がることは高齢者の暮らしを脅かす深刻な事態であります。

老後の安心を危険にさらした事件がありました。公的年金の積立金を安倍政権のもとで、株運用が拡大された結果、株価の下落で、2015年度だけでも5兆3,098億円もの赤字を出したことは重大問題です。総額140兆円の年金積立金を、アベノミクス効果をアピールするために、年金積立金を株価買い支えのため、これまで積立金のうち国内外株の運用比率は24%だったものを50%に倍増させました。それとは逆に安全とされている国内債券の比率は60%から35%へと引き下げられました。その結果、国内外株の運用で、何と6兆7,346億円もの赤字になり、大損しました。運用比率を下げた国内債券のほうは2兆円余りの黒字でした。年間運用実績で5兆円を超える巨大損失をしておきながら、安倍政権の責任は重大であります。

高所得者の保険料の上限を引き上げて財源をふやすこと、そして積立金の株式運用の拡大をやめることなどで減らない年金の確立こそすべきです。また、あわせて法人税減税や大企業減税のばらまきをやめ、5兆円を超える軍事費を削減することでさらに年金の財源をふやすことで、安心できる年金制度の財源の確保をすべきであります。

政府が安心ではなく国民が安心できる年金制度のために、本意見書を国に上げていきたいと思えます。議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第7号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第7号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書について、賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第27 意見書第8号 要介護1・2の在宅サービスの「保険外し」をやめ、安心・安全の介護保険制度に充実することを求める意見書について、議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局（阿児 英夫局長）

議長。

議長（和田 善臣議員）

局長。

議会事務局（阿児 英夫局長）

意見書第8号 要介護1・2の在宅サービスの「保険外し」をやめ、安心・安全の介護保険制度に充実することを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、要介護1・2の在宅サービスの「保険外し」をやめ、安心・安全の介護保険制度に充実することを求める意見書を提出する。

平成29年12月14日提出

提出者	忠岡町議会議員	藤田 茂
賛成者	同	杉原 健士
賛成者	同	前田 長市
賛成者	同	是枝 綾子
賛成者	同	松井 秀次

要介護1・2の在宅サービスの「保険外し」をやめ、安心  
・安全の介護保険制度に充実することを求める意見書（案）

政府は先の総選挙（10月22日）の翌日、日本経済団体連合会（経団連・榊原定征会長）から「計画通りの消費税増税の実行」と「社会保障制度改革」に取り組むよう提言を受けた。これに呼応するように、財務省の財政制度等審議会や内閣府の経済財政諮問会議の社会保障改革案は、医療・介護・生活保護など社会保障のあらゆる分野で給付削減の大ナタをふるう内容となっている。とりわけ介護保険では、「要介護1・2」の240万人の在宅サービス（食事や入浴、排泄、衣服の着脱などの日常生活の介助や、料理・洗濯などの生活援助）を保険給付から外す計画となっている。すでに「要支援1・2」の176万人の在宅サービスが保険給付から外されているため、この計画どおりとなれば「要支援・要介護と認定されている人の実に65%が保険給付の枠外」に置かれてしまうこととなる。

「要支援1・2」の訪問介護・デイサービスが介護保険から外され市区町村の総合事業に移されただけでも、全国各地で「受け皿」不足が浮き彫りになるなど、利用者・家族の不安を高めている。また、特別養護老人ホームの入所条件も要介護3以上に厳格化され、要介護2以下の人たちの行き場探しますます困難となっている。これに追い打ちをかけるような「要介護1・2」の在宅サービスの「保険外し」は、高い保険料を払い続けたうえ、「介護サービスが必要」と介護認定されても、それに見合ったサービスが受けられな



いこととなり、「保険」の根幹にかかわる大問題である。これまで政府の社会保障制度審議会・介護保険部会でも、この問題に関して「要介護1・2の人を切り捨てることはできない。家族介護が必要となり、介護離職ゼロも達成できなくなる」（日本医師会）、「給付削減は重度化を早め、介護財源を圧迫するだけだ」（認知症の人と家族の会）、「重度化を防いでいる軽度者の支援を止めるのは本末転倒だ」（全国市長会）、「制度が維持されても、理念が失われてしまう」（全国老人クラブ連合会）など、批判の声が集中している。

よって、本町議会は政府に対し、要介護1・2の在宅サービスの「保険外し」をやめ、安心・安全の介護保険制度に充実するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

8番（藤田 茂議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

藤田議員。

8番（藤田 茂議員）

ただいまの意見書は、事務局長の朗読をもちまして趣旨説明にかえさせていただきたいと思えます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論は、ありませんか。

(な し)

議長 (和田 善臣議員)

ないようですので、討論を終結いたします。

議長 (和田 善臣議員)

これより意見書第8号 要介護1・2の在宅サービスの「保険外し」をやめ、安心・安全の介護保険制度に充実することを求める意見書について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (和田 善臣議員)

異議ないものと認め、本件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

本件につきましては、早速関係官庁へ送付することにいたします。

議長 (和田 善臣議員)

日程第28 意見書第9号 働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書についてを議題といたします。

事務局長より、議案を朗読させます。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

議長。

議長 (和田 善臣議員)

局長。

議会事務局 (阿児 英夫局長)

意見書第9号 働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書を提出する。

平成29年12月14日提出

提出者 忠岡町議会議員 高迫千代司

賛成者 同 是枝 綾子

賛成者 同 河野 隆子

#### 働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書 (案)

国は、高度プロフェッショナル制度の新設等をする残業代ゼロ法案と、罰則付きで残業時間の上限を設け長時間労働を是正するとする残業時間の上限規制を、働き方改革関連法案として一本化し、国会への提出・成立を目指している。

残業代ゼロ法案は、労働基準法が定めている労働時間、休憩、休日、深夜割増賃金などの規定を適応しない高度プロフェッショナル制度を導入するとしているが、この制度は、8時間労働制が適用されず、時間外労働や休日労働をしても、残業代が出ないこととなり、過労死しても自己責任とされてしまうものである。さらに、裁量労働制の企画業務型を課題解決型提案営業等の業務にまで広げる内容も含まれており、何時間働いても一定時間しか働いたことにならない裁量労働制を拡大するものである。この法案は、かつて国会に提出したものの過労死促進法案として厳しい批判を受け、2年間余り審議入りできないものを、法案の形を変えて再度提出するものである。

残業時間の上限規制は、労使協定による時間外労働の上限を原則として月45時間、年360時間とするもので、臨時的に必要な場合においては、上限を年720時間とし、さらに2箇月ないし6箇月平均では休日労働を含めて月80時間以下、1箇月では休日労働を含めて100時間未満の残業を認めている。しかし、働き方改革により長時間労働を規制するのであれば、労使協定による時間外労働の上限を1週間15時間、1箇月45時間とする厚生労働大臣告示の法定化こそ必要である。

よって、国におかれては、長時間労働を解消し、過労死を根絶するため、働き方改革関連法案を撤回されるとともに、厚生労働大臣告示を法定化させるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月14日

泉北郡忠岡町議会

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明を求めます。

11番（高迫千代司議員）

議長。

議長（和田 善臣議員）

高迫議員。

11番（高迫千代司議員）

働き方関連法案の撤回等を求める意見書案について趣旨説明させていただきます。

内容につきましては本意見書案に述べられているとおりであります。しかし、過日の議会運営委員会で、高度プロフェッショナル制度は時間に関係なく働ける、日本は労働時間に対して生産性が低い、世界で戦うために必要だとの意見が出されました。

そこで1番目の問題ですが、内閣府は7月21日、2017年度の年次経済財政報告「技術革新と働き方改革がもたらす新たな成長」というものを発表いたしました。この報告書によれば「労働時間が短いと生産性が高い」、このように指摘されています。OECD加盟国と比較をいたしますと、労働時間の短縮が生産性向上に結びつくのは明らかだと

ということです。2015年にOECD諸国の中で、1人当たりの労働時間が最も短かったのはドイツです。労働時間は1,300時間で、日本の約8割にすぎません。しかし、1人当たりの労働生産性はドイツが日本を50%近く上回っています。

こうした国際比較からは、労働時間が10%減少すると1時間当たりの労働生産性が25%高まる、このことがわかります。長時間労働の改善が生産性の向上に結びつくのは、労働者のモチベーションを高める効果があるから、さらに企業に優秀な人材が集まりやすくなること。大事なことは、従業員が継続して働く、このことで技術力が高まり、採用や教育にかかるコストも低減する、このことでさらに生産性向上につながるということです。

そのため、従業員の心身の健康を確保するためだけでなく、生産性という観点からも、長時間労働の是正が必要だ、これは国である内閣府が提言をしているものです。しかし、今安倍政権が出してこようとしている働き方改革関連法は、この内閣府の提言に逆行するものとなっております。

2番目の高度プロフェッショナル制度、いわゆる残業代ゼロ制度は、2006年ごろには別の名前と呼ばれておりました。サラリーマンエグゼクティブ、こういう名前で厚生労働省で検討されておりました。適用の対象者は年収が900万円以上ということで設定をされておりましたが、当時から経団連が「いや、700万だ」「いや、400万だ」と、バナナのたたき売りのようにどんどん基準を引き下げるといって、こういう提言もされていたことでもあります。そして、何よりも残業代ゼロ法案として多くの批判を受けて廃案になったものであります。

今回も、一たんは年収1,075万円で法律を成立させた上で金額を引き下げ、対象を広げる、いわば小さく産んで大きく育てる制度にしようという危険性があります。この危険性は現実に、3%から始めた消費税がまもなく10%にまで引き上げられようとしていることや、派遣労働者法が、限定されていたものが、小泉内閣のときに生産労働にまで持ち込まれたために、働く人たちの技術が継承しない、何よりも非正規で働く人たちの賃金がどんと引き下げられて、我が国はちゃんとした技術を継承するどころか、そうした人たちがワーキングプアとなって、まともな暮らしをしていくこともできない、こういった状況に追い込まれていることはご承知のとおりです。

この高度プロフェッショナル制度、これが現場に持ち込まれればさらにサービス残業が、今度こそ合法化されて当たり前のようにやられるようになってしまう危険性もあります。何よりも働き方を改革したいというのであれば、意見書にありますように、長時間労働を規制をすること、労使協定による時間外労働の上限を1週間15時間、1カ月45時間、年360時間という、これは我々が申し上げるというものではなく、厚生労働大臣の告示として出されているものです。これを法制化すればちゃんとそうした問題が解決されるということになるということをお断りいただき、本意見書案にご賛同を賜り

ますようお願いを申し上げます。

議長（和田 善臣議員）

提案者の趣旨説明は、以上のとおりです。

ご質疑をお受けいたします。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

お諮りいたします。

本件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ないものと認め、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議長（和田 善臣議員）

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（な し）

議長（和田 善臣議員）

ないようですので、討論を終結いたします。

議長（和田 善臣議員）

これより意見書第9号 働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

議長（和田 善臣議員）

ご異議ありますので、起立により採決いたします。

意見書第9号 働き方改革関連法案の撤回等を求める意見書について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

議長（和田 善臣議員）

起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

議長（和田 善臣議員）

日程第29 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、所管事務調査について、会議規則第74条の規定により、お手元にご配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(和田 善臣議員)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

議長(和田 善臣議員)

閉会に当たり、町長より、挨拶の申し出がありますので、発言を許可します。

町長(和田 吉衛町長)

はい。

議長(和田 善臣議員)

町長。

町長(和田 吉衛町長)

皆様、ご苦労さまでございました。先ほど提案させていただきました議案につきましては、いろんな点で慎重にご審議いただき、その上ご賛同を賜りまして、ありがとうございました。

ところで、ことし、平成29年も議員の皆様方から大変お世話になりました。来年もまたよろしくご指導、ご鞭撻をお願い申し上げましてご挨拶といたします。

きょうは長時間ありがとうございました。

議長(和田 善臣議員)

以上をもちまして、平成29年第4回忠岡町議会定例会を閉会します。議員皆様方には、大変ご苦勞さまでございました。

(「午後4時58分」閉会)

以上、会議の顛末を記載し、これに相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成29年12月14日

忠岡町議会議長 和田善臣

忠岡町議会議員 前田長市

忠岡町議会議員 河野隆子